



笠間市環境基本計画 年次報告書



令和5年度
笠間市

目 次

第1章 施策の取組

田園風景が美しく豊かな自然環境.....	2
自然と文化が調和した快適環境.....	8
住み心地がよく健やかな生活環境.....	16
資源を有効活用する循環型社会.....	24
地球温暖化防止へ貢献する社会.....	27
共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ.....	32

第2章 笠間市が力を入れる重点事業

[自然再生・保全]	
自然共生プロジェクト.....	37
[まち美化・不法投棄対策]	
すみよいまちづくりプロジェクト.....	43
[4Rの推進]	
資源循環型まちづくりプロジェクト.....	49
[温暖化対策の推進]	
ストップ温暖化プロジェクト.....	54
[環境教育・学習・活動の促進]	
環境学習・環境保全活動促進プロジェクト.....	62

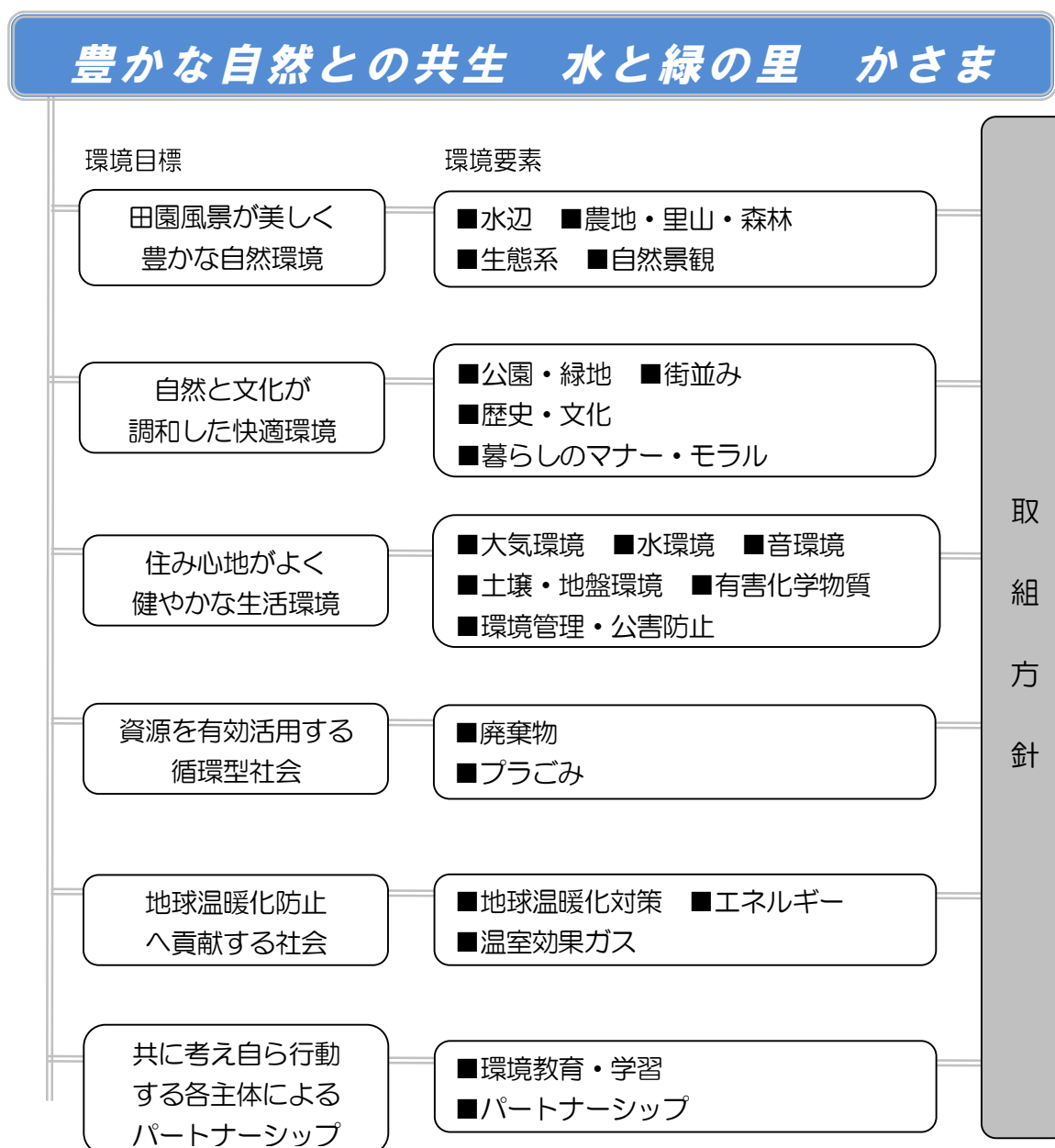
はじめに

笠間市では、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するため、平成 19 年度に「笠間市環境基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。計画策定より近年までの環境状況や社会情勢、これまでの施策の実施状況等を踏まえ、今後市が取り組むべき課題を明確にし、実効性の高い施策を実施していくため、本計画を平成 28 年 3 月に改訂しました。

令和 2 年度においては、「プラスチックごみゼロ宣言」による使い捨てプラスチックの削減や 4R 運動の推進を図り、令和 3 年度には、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、取組方針の追加・見直しを行いました。

環境基本計画では、市民・事業者・滞在者・市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の環境に対するイメージを描き、それらを共有化するため、各環境要素について取組方針を定め、施策を推進していくことにより望ましい環境像の実現を目指します。

●目指す将来の環境像



第1章 施策の取組

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 水辺

■取組方針 潤いある水辺を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①河川や池沼の整備に際して生態系に配慮した工法を採用するなど、開発事業に伴う環境への負荷を低減し、生態系の維持・回復に努め良好な水辺環境を保全します。
- ②河川やため池、農業用水路を誰もが安心して水に親しめる親水空間として整備します。
- ③自然観察会や河川美化活動など、水辺に親しむ機会を通して、市民の水辺環境保全に対する意識の高揚を促進します。
- ④本来の生態系を維持するため、河川やため池等の施設を適切に管理します。

■行動方針／環境施策

良好な水辺の保全

- ・チャレンジかさまネットワークカー連絡協議会でひぬま流域クリーン作戦（R5.6.24）に参加しました。（総務課）
- ・クリーンアップひぬまネットワークだよりを新聞折込により全戸配布し、取組みを周知しました。（2回）（環境政策課、各支所地域課）
- ・ボランティアによる河川のごみ拾い活動に対し、トング・ごみ袋の提供や拾ったごみの回収などの支援を行いました。（資源循環課）

親水空間の整備

- ・多面的機能支払交付金事業を活用し、地域住民が中心となってビオトープの保全管理を3組織で実施しました。また、子ども会等と共に生物の生息状況の把握をすることで今後の環境向上への意識を高めました。さらに、ホタルなどの希少生物の保護観察等、資源保全にも努めました。（農政課）
- ・市民団体が主体となり、ビオトープ天神の里の整備、管理を行い生物多様性及び身近な自然の保全を行いました。（環境政策課）
- ・地域住民が主体となり、野口池自然環境保全地域の環境保全に努めました。（環境政策課）

水辺の保全意識の高揚

- ・愛宕山から北浦（霞ヶ浦）に流れ込む巴川の水辺の環境学習を目的として、巴川流域の小学校の児童を対象に、水環境への関心を深めるため「巴川探検隊」を2回（地域事業8月8日10名、全体事業8月23日9名）実施しました。（市内小学生19名参加）（岩間支所地域課）
- ・8月7日に「涸沼川探検隊」で、涸沼川の上流や涸沼において水生生物の観察や水質調査を行い、水環境への関心を深めることができました。（小学生26名参加）（環境政策課）

河川やため池等の施設の管理

- ・適宜パトロールを実施し、保全管理に努めました。（管理課）（農政課）

■評価と課題

市民団体などによるビオトープ整備を支援し、親水空間の整備を推進しました。

小学生に対する水辺の環境保全意識の啓発を図るため、継続して環境体験学習を実施していきます。

ボランティアによるごみ拾い活動に対し、ごみ袋の提供やごみ回収などの支援を続けます。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 農地・里山・森林

■取組方針 農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズム*を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①優良農地の保全、遊休農地の解消及び耕作放棄地の防止を図り農地の保全・活用を推進します。
- ②農村生活環境の快適化に向けて、農業集落地域の整備、活性化を推進します。
- ③環境負荷の少ない環境保全型農業*を推進します。
- ④地場農産物の活用やPRを通じて、地産地消を推進します。
- ⑤自然環境や地場農産物等の地域資源を活かした、体験プログラムの充実や環境整備を通じてグリーンツーリズム*を推進します。
- ⑥市民・事業者が協力した森林整備や地場産材の活用を促進するとともに、環境教育や健康づくり等への活用を促進するなど、森林の育成・活用を推進します。

■行動方針／環境施策

農地・田園景観の保全・活用

- ・8月～10月に市内すべての農地の農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、令和6年3月に農地利用の意向調査を実施しました。（農業委員会）
- ・一定規模以上の行為について、景観法及び景観条例に基づく届出内容の審査、指導を行いました。（都市計画課）

環境保全型農業*の推進

- ・化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて、国が定めた取組み（有機農業、堆肥の施用、緑肥）を実施した4団体に国、県及び市から交付金を支払いました。（農政課）

地産地消の推進

- ・市の各種計画に基づき、給食食材の地産地消を市内全小・中・義務教育学校で実施しました。（学務課）
- ・学校給食において、笠間市産コシヒカリ100%を提供しました。（学務課）
- ・モデル校として、北川根小学校において、地産地消の無農薬米の提供をしました。（学務課）
- ・米粉パン、米粉のソフトメンの原料となる笠間市産コシヒカリ米粉を提供しました。（農政課）
- ・笠間市産コシヒカリを使用した米粉パンを提供しました（学務課）
- ・笠間工芸の丘でリニューアルするカフェメニューに地産品を意識した商品を検討しました。（新たなカフェメニューにて地産品を活用したメニューの提供を開始している）（観光課）

グリーンツーリズム*の推進

- ・笠間クラインガルテンの指定管理者と連携し、適正な管理運営を行いました。（農政課）
- ・笠間クラインガルテンを中心に、指定管理者が野菜収穫やブルーベリー狩り、栗拾い等、各種収穫体験を実施しました。（農政課）

森林の育成・活用

- ・市内の林道4路線に対して除草業務などを、5路線に対して法面修繕工事などを実施しました。（農政課）
- ・今後の適正な森林管理につなげるため、上郷地内の森林所有者約351名に対し、森林経営管理法に基づく意向調査を実施しました。（農政課）

- ・「笠間市自転車活用推進計画」に関連し、県産材を使用した木製サイクルラックを10基購入し、市内の主要施設に設置しました。（企画政策課）
- ・補助金を活用し、市内緑の少年団5団体の活動支援を行いました。（農政課）
- ・市内の緑の募金事業をとりまとめ、募金額の45%を市内各小中義務教育学校へ交付することで、環境教育などに活用してもらいました。（農政課）
- ・森林環境譲与税*を活用し、つつじ公園周辺の山林1.3haにおいて下草刈りや間伐等を実施しました。（農政課）

■評価と課題

学校給食における、笠間市産コシヒカリ100%提供や米粉パンの原料に市産コシヒカリ米粉の提供や、笠間工芸の丘でリニューアルするカフェメニューにおいて地産品を意識した商品の検討を行うなど、地産地消を推進しました。

今後の適正な森林管理につなげるため、森林所有者に対し意向調査を実施しました。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止にも寄与するものであり、適切な森林の整備を進めていくことが大切であるが、所有者の経営意欲の低下や担い手不足、世代交代などから所有者不明で適切に管理されていない山林が多く存在しているため、林地台帳の整備に努めます。

・**環境保全型農業**：農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

・**グリーンツーリズム**：みどり豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

・**森林環境譲与税**：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 生態系

■取組方針 健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①生物多様性に対する理解を促進します。
- ②自然環境調査等により地域の生態系の把握に努めます。
- ③自然環境に配慮した工法の採用等、開発に際しての生態系への配慮を促進します。
- ④連続性のある野生生物の生育空間を保全します。
- ⑤外来種や有害鳥獣等の定着予防・防除等により、野生動植物の適切な保護・管理に努めます。
- ⑥自然とのふれあいにおけるマナーの向上や自然保護意識の高揚を促進します。

■行動方針／環境施策

生物多様性の理解促進

- ・環境政策課が作成した「かさまの自然ガイド」を利用するよう各学校に依頼しました。(学務課)

地域の生態系の把握

- ・5月に北山公園・天神の里、7月に佐白山鉢巻きの道、9月に野口池湿原、11月に笠間湖周辺、3月に北山公園に生育する植物の状況を調査しました。(環境政策課)
- ・自然環境調査結果を踏まえ、佐白山鉢巻きの道、野口池湿原、笠間湖周辺、北山公園で自然観察会を実施し、地域に生育する植物について環境学習の場を設けました。また、植物の調査結果等をホームページに掲載しました。(環境政策課)
- ・「かさまの自然ガイド」を362冊販売しました。(環境政策課)

開発に際しての生態系への配慮

- ・林地開発(森林法)による太陽光発電施設設置1件について、申請時、設置前、完了時(調整池、森林率25%以上の達成状況等の確認)に検査を行いました。(農政課)
- ・県立自然公園内の開発許可申請及び届出の計14件に対し、自然環境に配慮して行為を実施するよう意見を添えて許可等を行いました。(環境政策課)

生物の生息空間の保全

- ・市民団体が主体となり、ビオトープ天神の里の整備、管理を行い生物多様性及び身近な自然の保全を行いました。(環境政策課)

野生動植物の適切な保護・管理

- ・特定外来生物* (オオキンケイギク) の防除について、広報かさまや広報かさまお知らせ版、環境推進部SNSにより情報提供を行いました。(環境政策課)
- ・区長会総会において、オオキンケイギクの防除に関するチラシを配付し周知しました。(環境政策課)
- ・特定外来生物*防除実施計画に基づき、市民団体等が主体となりオオキンケイギクの防除作業を行いました。(900kg 〈188袋：450ゴミ袋〉)(環境政策課)
- ・オオキンケイギクの防除とあわせて、重点対策外来種*であるセイタカアワダチソウの防除作業を行いました。(240kg 〈51袋：450ゴミ袋〉)(環境政策課)
- ・茨城県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物*のアライグマを4頭駆除しました。(環境政策課)

- ・茨城県アライグマ防除従事者講習会を職員2名が受講しました。(環境政策課、農政課)
- ・特定外来生物* (ツヤハダゴマダラカミキリ) 防除計画を国に申請し、防除作業を笠間図書館、笠間公民館にて実施しました。(環境政策課、笠間図書館、笠間公民館)
- ・農業被害防止事業として、侵入防止柵を個人38件、共同5件設置しました。(農政課)
- ・鳥獣被害対策実施隊により有害鳥獣捕獲でイノシシ184頭、カラス147羽、ハクビシン20頭、タヌキ21頭、アライグマ30頭を駆除しました。(農政課)
- ・茨城県鳥獣保護管理計画に基づき、生活環境や農作物に影響を与える有害鳥獣について、85件の捕獲許可を行い、被害防止のため駆除管理に努めました。(環境政策課)

自然とのふれあいにおけるマナー向上・自然保護意識の高揚

- ・ごみに関するマナー向上のため啓発看板等の設置を行いました。(資源循環課)
- ・佐白山他で自然観察会を4回実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。(環境政策課)

■評価と課題

特定外来生物*のオオキンケイギクについて、毎年多くの方の協力により防除している箇所は、年々生育量が減少していますが、新たに生育している箇所も確認できていることから、継続して、防除に関する普及、啓発を行っていきます。

また、令和5年9月に新たに特定外来生物*に指定された「ツヤハダゴマダラカミキリ」の生息と被害が市内で確認されたため、防除作業を実施しました。引き続き生息状況や被害状況を注視していきます。

・**特定外来生物**：もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもので、特定外来生物防止法で指定された生物のこと。飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が原則として禁止されており、既に定着しているものについては必要に応じて防除が行われる。

・**重点対策外来種**：生態系への甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い外来種。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 自然景観

■取組方針 美しい自然景観・田園風景を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①美しい景観づくりを総合的・計画的に推進するため、景観計画の策定を検討します。
- ②本市の水と緑の資源を活かし、田園・集落地・里山・山林を一体とした自然景観の保全・充実に努めます。
- ③市内に所在する自然公園や環境保全地域における施設やコースの整備・美化を通じて、自然公園の保全・活用を推進します。

■行動方針／環境施策

景観計画の策定

- ・令和2年度に策定しました。(都市計画課)

自然景観の保全・充実

- ・一定規模以上の行為について、景観法及び景観条例に基づく届出内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)(再掲)
- ・開発行為(都市計画法)による造成工事8件の完了検査を行い、公園緑地率3%以上(開発面積に対する緑地割合)が確保されました。(都市計画課)

自然公園の保全・活用

- ・北山公園、つつじ公園及び愛宕山周辺の枯損木伐採を行いました。また、つつじ公園内に散策できるコースを新たに整備し、よりつつじを楽しめる景観ポイントを増やしました。(観光課)
- ・県立自然公園内にある「愛宕天狗の森」周辺について、景観を活かし、自然に配慮した遊具の整備やあたごフォレストハウスのリノベーションを行いました。(観光課)
- ・令和2年度策定の景観計画では市の景観特性として、地域の魅力ある景観資源を抽出・選定し、位置付けました。(都市計画課)
- ・指定管理者において北山公園でホテル観賞会を実施し、地域の生態系について学習し、自然保護意識の高揚・啓発を図りました。(観光課)
- ・佐白山他で自然観察会を4回実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。(環境政策課)(再掲)

■評価と課題

北山公園、つつじ公園及び愛宕山周辺の枯損木の伐採を行い、またつつじ公園内に新たな散策コースを整備し、つつじをより楽しめる景観ポイントを増やしました。ホテル観賞会や自然観察会などを実施し、地域の生態系について学習し、自然保護意識の高揚・啓発を図りました。

通行の支障となる倒木等については、地域ボランティアなどの協力も必要となるため、関係機関やボランティアとの連携を図ります。

引き続き、自然環境や地域特性に応じた美しい景観づくりと地域の環境資源の保全に努めていきます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 公園・緑地

■取組方針 潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市民に身近な公園の整備に取り組みます。
- ②公園の周辺環境整備等を通じて、既存公園の保全・活用を推進します。
- ③地区計画制度や緑地協定等の制度を活用するなどして計画的な緑地の保全・整備に努めます。
- ④屋敷林や社寺林等の保全等、市街地の緑化を推進します。
- ⑤公共施設や沿道の緑化等を通じて、公共空間等の緑化を推進します。
- ⑥身近な公園や緑地の安心・安全な利用に向けた維持管理など、みどりのまちづくりを支える体制づくりに取り組みます。

■行動方針／環境施策

身近な公園の整備

- ・笠間中央公園に日傘ベンチを4基設置しました。(管理課)
- ・芸術の森公園に防災倉庫を1基設置しました。(管理課)
- ・芸術の森公園イベント広場の排水設備を整備しました。(管理課)

既存公園の保全・活用

- ・都市公園、笠間芸術の森公園の遊具を修繕しました。(管理課)
- ・あたご天狗の森フォレストハウスにカフェや展望台の増築、シャワー室の整備、高度造形滑り台やウッドデッキの整備を行いました。(観光課)

計画的な緑地の保全・整備

- ・森林環境譲与税を活用し、つつじ公園周辺の山林1.3haにおいて下草刈りや間伐等を実施しました。(農政課)
- ・地区計画区域内における「都市計画法」に基づく届出14件に対し内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)

市街地の緑化の推進

- ・緑化フェスティバルを開催しました(管理課)

公共空間の緑化の推進

- ・本庁舎正面駐車場地内の緑地を緑の広場として、適正に管理しました。(資産経営課)
- ・都市公園や主要な道路、あんず通り、松山団地、岩間駅東大通り線、岩間工業団地等において、植栽の維持管理を実施しました。(管理課)

みどりのまちづくりを支える体制づくり

- ・笠間市都市公園グリーンパートナー制度*により、市内7公園で市民協働による公園管理を行いました。(管理課)

■評価と課題

あたご天狗の森フォレストハウスにカフェや展望デッキの増築、シャワー室の整備、高度造形滑り台やウッドデッキの整備を行いました。

都市公園グリーンパートナー制度*の新規登録が1箇所ありました。

引き続き身近な公園や緑地が安全・安心に利用できるよう維持していくために、地域の自主的な維持管理体制を推進していきます。

・**笠間市都市公園グリーンパートナー制度**:公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し奨励金を交付することにより、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図ることを目的として制定された制度。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 街並み

■取組方針 自然と文化と調和した街並みを保全・形成します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①関連計画に基づいた適正な土地利用の規制・誘導を通じて、保全と開発の調和がとれた計画的な土地利用を推進します。
- ②空家・空地の適正管理や市街地活性化等を通じて、快適な市街地・集落地を形成します。
- ③地域の特性に応じた自然環境と文化が調和した景観に配慮したまちづくりを推進します。
- ④本市の歴史・文化と調和する歴史的景観資源の保全と活用を推進します。

■行動方針／環境施策

計画的な土地利用の推進

- ・「都市計画マスタープラン」に基づき、用途地域内の計画的な土地利用を推進するために基盤整備を実施しました。(都市計画課)
- ・笠間市内の農地の有効利用を図るために「農業振興地域整備計画」に基づく農用地の除外を行いました。(農政課)

快適な市街地・集落地の形成

- ・友部駅前活性化を図るため友部駅前創業支援補助金を策定し駅前の創業を支援しました。
- ・友部駅前活性化協議会の活動を支援し創業を目指す事業者に対しチャレンジショップを開設しました。(商工課)
- ・各地区商店会と連携し、すずらんと光のイルミネーション事業、友部駅前児童公園夜桜ライトアップを実施しました。(商工課)
- ・空き家対策の推進に関する特別措置法及び笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例に基づき、管理不全空家等の所有者等に対し、適正な管理を行うよう、助言・指導等を行い、管理不全空家等の解消に努めました。情報提供数 51 件 適正管理数 15 件(企業誘致・移住推進課)
- ・笠間市すみよい環境条例に基づき、雑草の繁茂等、管理が不適切な空き地の所有者に対し、適正な管理の指導を行い、害虫発生の抑制、火災の予防、不法投棄の防止などに努めました。苦情件数 200 件内 84 件除草対応済(環境政策課、各支所地域課)

景観に配慮したまちづくりの推進

- ・良好な景観形成に影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の行為について、「笠間市景観条例」に基づく届出が 24 件あり、内容の審査、指導を行いました。(都市計画課)
- ・市内幹線道路沿道の屋外広告物禁止物件に掲示されている広告物の簡易除去を実施しました。(都市計画課)

歴史的景観資源の保全と活用

- ・稲田石のモニュメントを鯉淵公園・佐白山麓公園に設置しました。(商工課)
- ・主要な道路の維持修繕、植栽管理を実施しました。(管理課)
- ・友部消防署付近の歩道に稲田石で石張舗装を 34 m²整備しました。(建設課)

■評価と課題

コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指す「立地適正化計画」により、計画的な土地利用によるまちづくりを推進するとともに、「景観計画」により、地域の特性を生かした総合的な景観形成を図り、将来的に本市の魅力向上や地域活性化につなげていけるよう、地域の景観保全と景観づくりを推進します。

放置された空家や雑草が生い茂った空き地など、必要に応じ条例等に基づいた適正な管理の指導を行い、生活環境の保全に努めます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 歴史・文化

■取組方針 郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市内に所在する歴史的に価値のある文化財の調査を推進します。
- ②郷土意識の高揚や文化財に対する保護意識の向上を図るなど、文化財の保護や活用に取り組みます。
- ③貴重な文化財の適切な保護と活用に向け、専門職員の配置や資料館等の整備・充実を図ります。
- ④市民の文化活動や世代間・地域間の文化交流など、芸術・文化事業を推進します。
- ⑤市民・事業者と協働して、芸術・文化施設等の整備・活用に努めます。

■行動方針／環境施策

文化財調査の推進

- ・文化財の調査研究を継続的に実施し、市指定文化財 1 件を指定し、県指定文化財 1 件の指定に協力しました。(生涯学習課)
- ・埋蔵文化財専門職員を中心に 25 件の試掘調査と 4 件の本発掘調査を実施しました。(生涯学習課)

文化財の保護・活用

- ・日本画家 木村武山の晩年の傑作が多く残されている大日堂の一般公開を開始しました。(生涯学習課)
- ・歴史や文化財、史跡に対する理解を促進するために笠間歴史フォーラムを開催しました。(生涯学習課)
- ・市内 6 箇所の文化財において、2 日間、文化財公開を実施し、延べ 763 名が来場しました。(生涯学習課)
- ・笠間市文化協会の活動報告のため広報紙を配布し、ネットワークの形成に努めました。(生涯学習課)

資料館等の整備・充実

- ・市史研究員の協力を得て、歴史資料等の収集、保存、活用に努めました。(生涯学習課)
- ・歴史民俗資料館の収蔵品の整理を行いました。(生涯学習課)

芸術・文化事業の推進

- ・岩間第三小学校で、キャリア教育の一環として、児童が育てたさつまいもを地元企業の協力でスイートポテトに加工し、地域交流センター「いわま」で、出店・販売を行いました。(学務課)
- ・全国こども陶芸展 i n かさまへの出品を促進するために、地元窯元の協力を得て市内小中義務教育学校の陶芸教室開催を支援し、913 点を出品、展示しました。(生涯学習課)
- ・地元画家の絵画制作を支援するため、制作を委託した市内の風景画を活用し、市内の 8 小学校、1 教育支援センターにおいて巡回展を開催しました。(生涯学習課)
- ・優れた作品を鑑賞できる芸術鑑賞事業(65 歳以上の方及び同伴者 1 名は笠間日動美術館の入館料が無料、毎月第 2 土曜は全市民入館料無料)を実施し、1,444 人が利用しました。(生涯学習課)

芸術・文化施設等の整備・活用

- ・富田家住宅の公開活用に向けて、駐車場や合併浄化槽、浴室、トイレ、案内看板等を整備しました。(生涯学習課)

- ・歴史民俗資料館の環境改善のため、空調設備 2 台、トイレ洋式化の整備をしました。(生涯学習課)
- ・日本遺産構成文化財等を巡るツアーとして、日帰り、1 泊 2 日のバスツアー各 1 回を実施しました。(生涯学習課)

■評価と課題

岩間第三小学校で、キャリア教育の一環として、児童が育てたさつまいもを地元企業の協力により加工し、出店・販売を通じ郷土意識の高揚を図りました。

また、富田家住宅や歴史民俗資料館のトイレの整備・改修や日本遺産構成文化財を巡るツアーの実施など、文化財の活用を図りました。

今後も、歴史的に価値のある文化財を保護し活用していくとともに、市民の文化芸術活動を支援していきます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 暮らしのマナー・モラル

■取組方針 誰もが快適に暮らせるまちをつくります

■施策展開の方向性／主要施策

- ①家庭や事業所における環境意識の高揚や近隣に配慮したマナーやルール の普及を促進します。
- ②不法投棄の防止や環境美化に向けて、不法投棄やポイ捨て対策を推進します。
- ③市民・事業者と協力した市内の環境美化活動を推進します。

■行動方針／環境施策

近隣に配慮したマナーやルールの普及

- ・全市一斉クリーン作戦を3回実施し、市民の環境美化意識の高揚を図りました。（資源循環課、各支所地域課）
- ・犬の登録や狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを821部配付したほか、広報かさまお知らせ版でペットの適切な飼養方法、ルールやマナーを周知しました。（4回）（環境政策課、各支所地域課）
- ・犬の放し飼いをしないよう飼い主に直接指導しました。（環境政策課）
- ・市民の要望によりフン害防止看板（51枚）を配付しました。（環境政策課）
- ・事業活動に伴うごみの処分について、適正な処分を広報紙により周知しました。（資源循環課）
- ・野外焼却や市民生活上のマナーについて、トラブル発生を未然に防止するため広報かさまお知らせ版を活用して周知しました。（3回）（環境政策課）
- ・野外焼却の例外規定や相談先等について広報紙で周知しました。（環境政策課、各支所地域課）

不法投棄、ポイ捨て対策の推進

- ・市民の要望により不法投棄防止の看板（71枚）を配付しました。また、不法投棄を未然に防止するため広報紙により周知を行いました。（資源循環課・各支所地域課）
- ・茨城県や警察、消防等の関係機関と連携し、通報事案等への対応、再発防止に向けた方策の検討をはじめ、当事者に対する指導等を実施しました。（資源循環課）
- ・県ボランティアU. D.（Unlawful Dump「不法投棄」）監視員や笠間市不法投棄ボランティア監視員によるパトロールを実施し、監視体制の強化と不法投棄の防止及び早期発見に努めました。また、不法投棄ボランティア監視員会議を開催し、不法投棄の対策等について協議しました。（資源循環課）
- ・マナーの向上に努めました。（全庁）

環境美化活動の推進

- ・道路里親制度で48団体（県道8、市道40）が道路の美化活動を実施しました。（管理課）
- ・地区、地域の団体で清掃活動を実施した際に出る清掃ごみ（不法投棄物や草刈りごみ等）の回収を実施しました。また、市民の協力のもと、道路や公園、河川などのクリーン作戦を3回実施しました。（資源循環課・各支所地域課）
- ・市道の路側及び側溝に堆積した土砂等の撤去を実施しました。また側溝清掃を実施している地区に土のう袋の支給及び回収を実施しました。（管理課）
- ・多面的機能支払交付金事業の42の活動組織により、農業用排水路の清掃を実施しました。（農政課）

■評価と課題

市内クリーン作戦の実施、ボランティア監視員等によるパトロール、不法投棄ごみの回収、道路里親の市民等の協力により環境美化を促進しました。

近隣トラブルとなる飼い猫による糞尿被害の苦情や犬のふん害防止看板の設置希望が多くなっていることから、引き続き近隣に配慮したマナーについて、市ホームページや広報紙での周知を実施しながら、より有効な対策の検討を実施します。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 大気環境

■取組方針 良好な大気環境を維持・保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①大気汚染・悪臭の防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②野焼きの防止やフロンの回収等、家庭における大気汚染対策を推進します。
- ③大気汚染防止法の順守や環境配慮型の建設機械の使用等、事業所における大気汚染対策を推進します。
- ④事業所や家庭における悪臭防止対策について推進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・野外焼却については、市民等からの通報により適切な指導を行いました。（環境政策課）
- ・工場排煙等による大気汚染に関して、計画的な立入検査（16件）を実施し、未然防止に努めました（環境政策課）
- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の大気汚染物質について、濃度が一定の基準（日平均 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えることはありませんでした。（環境政策課） ※茨城県の大気汚染常時監視情報 HP の平均値グラフを参照

家庭における大気汚染対策の推進

- ・家庭ごみの野外焼却を防止するため、広報紙等による周知を図るとともに、焼却行為に対する通報に迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。（広報回数 3 回、苦情対応件数 31 件）（環境政策課、各支所地域課）
- ・ホームページに家電リサイクル法対象品目の処分方法や搬入先（指定取引所）を掲載し、市民への周知を図りました。（資源循環課）

事業所における大気汚染対策の推進

- ・大気汚染防止法に基づき、定期的な立入検査を 16 件実施しました。（環境政策課）（再掲）
- ・使用済み農業用プラスチック（塩化ビニール 1,600kg, ポリエチレン 8,550kg）の収集を行いました。（農政課）
- ・農林業に伴う剪定枝の適正な処分について、現地で指導を行い、理解を求めました。（環境政策課）
- ・発注する各公共工事において、低騒音・低振動型機械の使用を特記仕様書に明記し、使用を促進しました。（公共工事担当課）

悪臭防止対策の推進

- ・市民等からの通報により、事業所（5 件）に対して、悪臭対策を講じるよう指導しました。（環境政策課）
- ・畜産農家への臭気苦情について適切に指導しました。（農政課）
- ・浄化槽の臭気苦情について、県や関係部署と連携し、適切に対応しました。（下水道課）
- ・浄化槽のパンフレット配付等により、家庭からの汚水排出や悪臭発生の防止に努めました。（環境政策課）

■評価と課題

家庭ごみ等の野焼き禁止について、広報紙による周知や指導を行いました。野焼きには、一部例外とされる行為もありますが、落葉時期などは野焼きが多くなるため、事案により当事者に対し周辺への配慮の依頼や指導を行いました。引き続き広報紙による周知や直接の指導を行っていきます。

工場ばい煙や粉じん等による大気汚染については、立入検査の結果、排出基準の超過や管理基準不適合となる事業所はありませんでした。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 水環境

■取組方針 水環境の保全、水資源の有効活用を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①水質汚濁防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②水質汚濁防止法等に基づく規制・指導により、水質汚濁防止対策を実施します。
- ③井戸及び井戸水（地下水）の適正管理を促進します。
- ④河川及び池沼等に対する水質浄化対策を推進します。
- ⑤地域の特性に応じた適切な生活排水処理施設を整備します。
- ⑥水源かん養保安林の保全等を通じて水資源の確保に努めます。
- ⑦市民や事業所の節水意識の高揚を図るとともに、公共施設における節水行動を推進します。
- ⑧市内における雨水利用を推進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・霞ヶ浦流入河川巴川の水質調査を実施しました。（河川6箇所（年2回））（岩間支所地域課）（再掲）
- ・涸沼川、霞ヶ浦及び桜川水域で河川・池沼の水質調査を実施し、調査結果をホームページで公開しました。（河川18箇所（年2回）、池沼5箇所（年1回））（環境政策課）
- ・水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例等に基づく立入検査（14件）を計画的に実施し、事業所からの基準値不適合排水の排出や化学物質の漏えい等の未然防止に努めました。（環境政策課）
- ・通報により発見した水路や河川の異常については、原因追及に努め、改善の必要があるものについては、改善するように指導しました。（環境政策課）

水質汚濁の防止

- ・水質浄化強調月間の広報等を推進し、河川の汚染防止などを目的に、家庭から排出される廃食用油2,580ℓを資源物として回収しました。（資源循環課・各支所地域課）
- ・水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例等に基づく立入検査（14件）を計画的に実施し、事業所からの基準値不適合排水の排出や化学物質の漏えい等の未然防止に努めました。（環境政策課）（再掲）

井戸及び井戸水（地下水）の適正管理の促進

- ・市内7ヶ所の井戸水（地下水）の調査を実施しました。このうち4か所で基準超過がみられました。基準超過地点を含めた5か所について、地下水の水質測定計画に基づき、継続して調査を行います。（環境政策課）
- ・「笠間市安全な飲料水の確保に関する条例」に基づき、井戸管理者に対し立入検査（1件）を実施し適正管理を推進しました。（環境政策課）

水質浄化対策の推進

- ・チャレンジかさまネットワーク連絡協議会でひぬま流域クリーン作戦（R5.6.24）に参加しました。（総務課）（再掲）
- ・クリーンアップひぬまネットワークだよりを新聞折込により全戸配布し、取組みを周知しました。（2回）（環境政策課、各支所地域課）（再掲）
- ・霞ヶ浦流入河川巴川の水質調査を実施しました。（河川6箇所（年2回））（岩間支所地域課）（再掲）

- ・ 瀬沼川、霞ヶ浦及び桜川水域で河川・池沼の水質調査を実施し、調査結果をホームページで公開しました。(河川 18 箇所 (年 2 回)、池沼 5 箇所 (年 1 回)) (環境政策課) (再掲)

適正な生活排水処理施設の整備

- ・ 下市毛地内 25.3m、大田町地内 104.1m、旭町地内 248.5mの管渠を整備しました。(下水道課)
- ・ 公共下水道未接続者に対して戸別訪問を実施しました。(下水道課)
- ・ 公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域において、合併浄化槽 56 基の設置補助を行いました。(下水道課)
- ・ ホームページや広報紙により浄化槽設置者へ定期的な検査など適正管理の啓発を実施しました。(下水道課)

水資源の確保

- ・ 安全な水の供給に向け、飲料用地下水の水質検査を年 1 回実施し、水質の保全・管理に努めました。(水道課)

節水行動の推進

- ・ 学校プールを使用する友部中学校へ適正利用を呼びかけました。(水道課)
- ・ 市内 15 校 (笠間小学校、稲田小学校、宍戸小学校、友部小学校、北川根小学校、大原小学校、友部第二小学校、岩間第一小学校、岩間第二小学校、岩間第三小学校、笠間中学校、稲田中学校、友部第二中学校、岩間中学校、みなみ学園義務教育学校) で民間プールを利用しました。(学務課)

雨水利用の推進

- ・ 友部消防署付近の歩道に透水性舗装を 198 m²整備しました。(建設課)

■評価と課題

市内河川18箇所において年2回実施している水質調査において、令和5年度の水質基準超過は12地点、5項目となりました(令和4年度は5地点、4項目)。引き続き定点調査を実施し、水質浄化対策の推進と水質汚濁防止策に努めながら、通報等により発見した水路や河川の異常については、原因追及に努め、改善の必要があるものについては、改善するよう指導していきます。

井戸水については、設置者が自らの責任において衛生管理を適正に行うことが大切であることから、定期的に水質検査を受けるよう、市ホームページや公式フェイスブック等で広報していきます。

(令和5年度の検査において水質基準超過が確認された項目)

SS (浮遊物質)、BOD (生物化学的酸素要求量)、DO (溶存酸素)、大腸菌数、全亜鉛

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 音環境

■取組方針 騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①道路構造物の改善や自動車運転マナーの改善を図るなどして、交通騒音・振動対策を推進します。
- ②暮らしに伴う騒音・振動対策について推進します。
- ③騒音規制法や振動規制法等に基づく規制・指導等により、事業活動に伴う騒音・振動対策を推進します。
- ④交通騒音・振動の発生抑制に向けて、計画的な土地利用を推進します。

■行動方針／環境施策

交通騒音・振動対策の推進

- ・区長からの交通安全に関する要望をうけ、笠間警察署に要望行為を行った。(危機管理課)
- ・騒音規制法に基づき市内の主要幹線道路（4路線）において自動車騒音の状況を監視した結果、騒音対策の要請値を超過する路線はありませんでした。(全24路線を5か年で調査)(環境政策課)
- ・制水弁等の位置を検討しました。(水道課)
- ・路面等の段差解消工事を実施しました。(管理課)
- ・車輛の不正改造に関する啓発チラシを掲示しました。(危機管理課)

暮らしに伴う騒音・振動対策の推進

- ・市民からの深夜カラオケ騒音の通報に対し、近隣に迷惑をかけないようにチラシを配付しました。(環境政策課)
- ・狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを配付(821部)したほか、広報紙等でペットの適切な飼養方法、ルールやマナーの普及啓発を行いました。(広報かさまお知らせ版4回)(環境政策課、各支所地域課)(再掲)
- ・犬の放し飼いをしないよう飼い主に直接指導しました。(環境政策課)(再掲)

事業活動に伴う騒音・振動対策の推進

- ・工場や建設工事における騒音について、市民からの通報に迅速に対応し、事業者への指導を行いました。(騒音規制法、振動規制法に抵触する案件はなし)(環境政策課)
- ・発注する各公共工事において、低騒音・低振動型機械の使用を特記仕様書にて明記し、使用を促進しました。(建設課・水道課・他公共工事担当課)(再掲)
- ・市民からの深夜カラオケ騒音の通報に対し、近隣に迷惑をかけないようにチラシを配付しました。(環境政策課)(再掲)

計画的な土地利用の推進

- ・「都市計画マスタープラン」に基づき、用途地域内の計画的な土地利用を推進するため、基盤整備を実施しました。(都市計画課)

■評価と課題

騒音について、市民からの通報に迅速に対応しました。

生活活動の中で発生する騒音は、日常生活に密着した問題であることから、市民からの通報に迅速に対応していきます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 土壌・地盤環境

■取組方針 健全な土壌・地盤環境を保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①土壌・地盤環境の保全に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②工場・事業所等における事業活動に対して土壌汚染対策法や笠間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づく規制・指導を推進します。
- ③事業所や家庭における農薬使用に関して、関係機関と連携した適正な農薬使用を促進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・市内7ヶ所の井戸水（地下水）の調査を実施しました。このうち4か所で基準超過がみられました。基準超過地点を含めた5か所について、地下水の水質測定計画に基づき、継続して調査を行います。（環境政策課）（再掲）
- ・市内2地点のダイオキシン類*調査（地下水1地点、土壌1地点）を実施しました。基準超過はありませんでした。（環境政策課）

法令に基づく規制・指導の推進

- ・土壌汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質変更に係る届出制度について、ホームページで周知を図りました。（資源循環課）
- ・土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づき、適正な埋め立ての指導、生活環境の保全、災害発生の未然防止を図りました。（資源循環課）

適正な農薬使用の促進

- ・化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて、国が定めた取組み（有機農業、堆肥の施用、緑肥）を実施した4団体に国、県及び市から交付金を支払いました。（農政課）（再掲）
- ・ゴルフ場において使用される農薬については県と連携して、農薬による環境への影響を未然に防止するため、確認を行いました。（環境政策課）
- ・茨城県の指導の下、農業者に対し、農薬の適正な使用、処分に関して周知しました。（農政課）

■評価と課題

健全な土壌環境を守るため、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業への取組みを推進しました。

また、不法投棄や残土の無許可埋め立てを未然に防ぐため、パトロールを実施しています。今後も法令等に基づく規制を行い、土壌・地盤環境の保全に努めます。

・**ダイオキシン類**：ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 有害化学物質

■取組方針 有害化学物質から健康を守ります

■施策展開の方向性／主要施策

- ①有害化学物質について、関係機関と連携した情報収集・提供体制を整備します。
- ②大気汚染防止法に基づきアスベスト*飛散防止対策を推進するとともに、除草剤や害虫駆除剤、事業活動に使用する薬品や建材等の化学物質の適正使用・適正管理を促進します。
- ③空間放射線量率の常時監視や適切な情報提供、市民の不安解消等、放射性物質に対する対策を推進します。
- ④廃棄物処理におけるダイオキシン類対策を推進します。

■行動方針／環境施策

化学物質の適正使用・適正管理の促進

- ・PRTR 法*に基づき、事業者に対して、化学物質の適正管理や適正使用についての届出（35 件）の審査を行いました。（環境政策課）
- ・茨城県の指導の下、薬剤の適正な管理と使用について、普及啓発を行いました。（農政課）

放射性物質に対する対策の推進

- ・原子力ハンドブック（県作成）を本所の窓口等に設置するとともに、小中学校への防災学習、地域住民等への出前講座の際にも配付し、広く市民に情報提供をしました。（危機管理課）
- ・原子力ハンドブック（県作成）を活用し、自主防災組織や出前講座において情報の提供を行い、市民の不安解消に努めました。（危機管理課）

ダイオキシン類対策の推進

- ・特定施設に対し、ダイオキシン類の調査結果の提出を求め、基準超過が認められた事業所に対しては指導を行い、改善されました。（環境政策課）
- ・果樹の剪定時期に寄せられる苦情に対し、現地確認を実施の上、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。（農政課）
- ・家庭ごみの野外焼却を禁止するため、広報紙等による周知を行うとともに、焼却行為に対する通報に迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。（苦情対応 21 件数）（環境政策課、資源循環課、各支所地域課）

■評価と課題

特定施設に対し、排ガスに含まれるダイオキシン類の提出を求め、基準超過が認められた施設に対し指導を行い、改善を認めました。

また、大気汚染防止法に基づくアスベスト*の撤去作業については、今後も関係機関と連携し有害化学物質の監視や適正処分を推進していきます。

・**アスベスト**：石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺がんの原因となったりすることから、昭和55年以降は建築材として使用されていない。

・**PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）**：有害性が判明している化学物質について、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するための法律。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 環境管理・公害防止

■取組方針 環境汚染や公害を未然に防ぎます

■施策展開の方向性／主要施策

- ①調査や規制・指導、苦情に対する相談窓口等、関係機関と連携した公害防止・環境管理体制を整備します。
- ②環境保全に取り組む事業者・団体への支援体制の整備・充実を図ります。

■行動方針／環境施策

公害防止・環境管理体制の整備

- ・公害関係法令に基づく立入検査（大気汚染防止法 16 件、水質汚濁防止法 12 件、茨城県生活環境保全等に関する条例 2 件、計 30 件）を実施しました。（環境政策課）
- ・公害苦情に対し、各支所と連携して迅速に対応しました。（公害苦情：大気 24 件、騒音 5 件、振動 0 件、悪臭 6 件、水質汚濁件 4 件、雑草処理 92 件）（環境政策課）
- ・市内 16 事業所において、公害防止協定を締結しています。（環境政策課）

事業者・団体への支援体制の整備・充実

- ・環境保全活動を行う市民団体に対し、継続して支援を行い活動の充実を図りました。（環境政策課）
- ・県立自然公園内で環境保全を行う市民ボランティアと定期的に情報交換を行いました。（観光課）

■評価と課題

苦情に対して迅速な対応に努め、条例等に抵触しない案件については、原因者に理解を求め近隣への配慮をお願いしました。また、県立自然公園内で環境保全活動を行う市民団体との情報交換を実施しました。

今後も公害の発生を未然に防ぐための啓発活動に努めるとともに、環境問題に対する適切な対応、助言・指導などにより早期解決を図ります。

資源を有効活用する循環型社会

■環境要素 廃棄物

■取組方針 ごみを減量し、リサイクルを推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①廃棄物処理施設の計画的な施設整備・更新を行う等、適正なごみ処理を推進します。
- ②ごみの発生抑制（R e d u c e／リデュース）や再利用（R e u s e／リユース）の促進によるごみの減量化を推進します。
- ③リサイクル活動の推進や新たな資源の利用方法の検討等、資源の循環利用を推進します。
- ④4Rの普及やごみ出しルール・マナーの徹底など、市民・事業者のごみの適正処理を促進します。
- ⑤ごみ収集事業者と連絡や調整を密にし、適切な収集体制を確立します。
- ⑥廃棄物の減量化やゼロエミッション等のごみ減量化に向けた事業活動を促進します。

■行動方針／環境施策

適正なごみ処理の推進

- ・県主催によるプラスチック使用製品の分別収集に関する勉強会に参加しました。（資源循環課）

ごみ減量化の推進

- ・生ごみ処理容器の購入費の一部を補助しました。（電動 42 件、コンポスト等 30 件）（資源循環課）
- ・8 月と 11 月に開催した福ちゃんの森公園イベントにおいて、生ごみ処理容器を展示実演し、参加者に P R しました。（資源循環課）
- ・令和 4 年度以降、市指定ごみ袋（小袋）にバイオマス由来原料を 25%配合したバイオマスプラスチックを導入しています。（資源循環課）
- ・毎月第 2 日曜日に行われる市民団体のフリーマーケットについて、広報及び補助を行い支援しました。（商工課）
- ・6 月開催の市民団体主催フリーマーケットに対して広報等の協力を行いました。（資源循環課）
- ・11 月開催の福ちゃんの森公園イベントにおいて、リターナブル食器を導入しました。（資源循環課）
- ・市役所の各部署に呼び掛け、ワンウェイプラスチックの削減を行いました。（資源循環課）

資源の循環利用の推進

- ・市が集積所から収集したペットボトルを、国内最先端のリサイクル技術を持つ市内企業の「ジャパンテック株式会社」に売却し、全量を水平リサイクルしました。（資源循環課）
- ・自治会、子ども会、高齢者クラブ等が行った資源物集団回収に対して補助を行い、市民の自主的なリサイクル活動を支援しました。（実施団体 60 団体、回収量 278t）（資源循環課・各支所地域課）
- ・廃食用油回収を広報紙やホームページにて周知し回収を行いました。（回収量 2,580ℓ）（資源循環課・各支所地域課）
- ・レアメタルなど貴重な金属資源をリサイクルするため、本所、支所の窓口で小型家電を 1,169kg 回収しました。（資源循環課・各支所地域課）

市民・事業者のごみの適正処理の促進

- ・広報紙でごみの発生抑制・再利用・リサイクルに関する意識の普及啓発を行いました。（資源循環課）
- ・転入の際に、ごみの分別収集について説明を実施するほか、新築等に入居する住民に対して市指定のコンテナを配付しました。（資源循環課・各支所地域課）
- ・清潔な生活環境を維持するため、市民に対し、収集日程や適切なごみ出しのルール・マナーを広報紙やホームページで周知しました。（資源循環課）
- ・外国人の方に対し、外国語版「ごみ処理ハンドブック」を活用し、ごみの出し方を周知しました。（資源循環課）
- ・事業者に対し、事業系ごみの適正処理を広報紙等で周知しました。（資源循環課）

適切な収集体制の確立

- ・収集事業者と連絡、調整を密にして、円滑なごみ収集を行いました。（資源循環課）
- ・地域住民がごみ集積ボックスを設置するに当たって補助を行いました。（補助件数 17 件）（資源循環課・各支所地域課）
- ・集積所の美化対策を推進し、現地調査及び集積所管理者への改善指導を実施しました。（資源循環課・各支所地域課）
- ・高齢者・障害者を対象とした不燃ごみ、資源物専用の収集袋を周知しました。（利用世帯 225 件）（資源循環課）

ごみ減量化に向けた事業活動の促進

- ・庁内用コピー用紙については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量の総合評価値が 80 以上、かつ、白色度が 70%以下の製品を購入しました。（総務課）
- ・ホームページ等によりエコショップ制度の周知を行いました。（エコショップ認定店数 19 店）（資源循環課）

■評価と課題

生ごみ処理容器の購入に対する補助や、市主催のイベントにおいて生ごみ処理容器の展示実演やリターナブル容器を使用するなど、市役所も市内の一事業者として、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組みました。

ごみの減量化やリサイクルは市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があるため、引き続き事業の推進を図っていきます。

資源を有効活用する循環型社会

■環境要素 プラごみ

■取組方針 環境負荷ゼロへの挑戦（プラスチックごみゼロ）を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①プラスチックごみゼロ宣言による施策を継続的に実施します。
- ②市民や事業者に対し、プラスチックの使用と排出の抑制を推進します。
- ③4R運動の施策等により、資源を有効活用する循環型社会の実現を目指します。

■行動方針／環境施策

プラスチックごみゼロ宣言による施策の継続

- ・令和4年度以降、市指定ごみ袋（小袋）にバイオマス由来原料を25%配合したバイオマスプラスチックを導入しています。（資源循環課）

プラスチックの使用や排出の抑制推進

- ・クリアファイルを紙製に切り替えたり、リユースによる長期使用を実施し、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に努めました。（全庁）
- ・ボールペンや蛍光ペンなどの事務用品に替え芯を積極的に使用しました。（全庁）
- ・啓発物品は、包装も含めてプラスチック製品の抑制に努めました。（全庁）
- ・園児のおやつ時間に牛乳パックの個別配付からコップに入れて提供することで、ストローの使用を削減しました。またスプーンを紙スプーンに切り替えました。（市立保育所）
- ・福ちゃんの森公園のイベントにおいて販売した食品の容器にリユース食器を使用しました。（資源循環課）
- ・啓発看板の材質を再生PP素材にし、厚さを薄くしました。（環境政策課、資源循環課）
- ・電子契約によるペーパーレス化を行政内外で推進し、契約書に付随するクリアファイル等のプラスチック削減を進めました。（デジタル戦略課）

資源を有効活用する循環型社会の実現

- ・市内のスーパーマーケットにヒアリングを行い、店頭で回収する資源物の品目を拡充するよう呼びかけました。（資源循環課）
- ・市が集積所から収集したペットボトルを国内最先端のリサイクル技術を持つ市内企業の「ジャパンテック株式会社」に売却し、全量を水平リサイクルしました。（資源循環課）（再掲）
- ・新たな清掃施設の整備計画において、人口及びごみ量の減少やプラスチックごみの分別回収など資源化施策の推進によるごみ質の低下を考慮し、焼却施設と生ごみなどの有機物が分解するときに発生するメタンガスを燃料とし、電気エネルギーに転換するバイオガス発電施設の併設の検討を行いました。（資源循環課）

■評価と課題

市指定のゴミ袋（小袋）について、バイオマスプラスチック製のものを導入しました。

契約事務電子化の推進により、電子契約が前年度よりも大幅に増加したことにより、契約書に付随するプラスチック製ファイルの削減や、クリアファイルを紙製ファイルに切り替えるなど、全庁でプラスチックの使用や排出抑制に努めました。

引き続き、市民や事業者に対して、プラスチック使用の抑制を推進していきます。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 地球温暖化対策

■取組方針 地域から行動を起こし、地球温暖化対策を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①地球温暖化の原因や影響、低炭素社会の実現に向けた取組に関する情報提供を通じて、地球温暖化に対する理解を促進します。
- ②市の事務・事業において、地球温暖化防止に向けて率先的に取組を推進します。
- ③環境マネジメントシステムの普及・拡大等を通じて、事業者に対する地球温暖化対策の普及を促進します。
- ④省エネ活動や緑のカーテンの普及などを通じて、家庭や学校における地球温暖化対策の普及を促進します。
- ⑤低公害車の使用やエコドライブ等、環境に配慮した自動車利用を促進します。
- ⑥渋滞緩和に向けて交通流の円滑化を図ります。
- ⑦公共交通機関や自転車利用等の普及を通じて、スマートムーブ*（自動車利用の抑制）を図ります。
- ⑧CO₂の吸収源としての森林整備を推進します。
- ⑨関係機関と連携し、地球温暖化に対する適応策を検討します。
- ⑩オゾン層の保全等、その他の地球環境問題への対策に努めます。

■行動方針／環境施策

地球温暖化に対する理解促進

- ・電気自動車の公用車に脱炭素啓発ラッピングを行い、PRを行いました。（環境政策課）
- ・昨年に引き続きゼロカーボン啓発クリアファイルを作成、各所に共有しました（環境政策課）
- ・地球温暖化防止に関する講演会を令和5年12月21日に友部公民館で開催しました（環境政策課）
- ・地球温暖化防止に関する映画上映会を令和6年2月28日に笠間公民館で開催しました。（環境政策課）

地球温暖化防止に向けた市の率直的な取組

- ・市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度と比較して、3.0%削減することを目指し取組を行い、6.6%（2,169t - CO₂）削減しました。ただし、昨年度（令和4年度）との比較では16.5%（4,382t - CO₂）増加しました。（環境政策課）
- ・市役所内でエコ当番*制度を実施し、各部署で節電や資源の有効活用に向けた取組みを実施しました。（環境政策課）
- ・電力需要が高まる夏（令和5年6月から9月まで）、「かさまの節電アクション」として市民・事業者へ節電・省エネへの協力を行うにあたり、市役所において率先して実践し、家庭や事業所での行動を促しました。また、電気使用量が極端に増加・削減した部署に対してはヒアリングを行い、内部の電気使用状況の把握をすることができました。（環境政策課）
- ・電気自動車を3台購入し、年式の古い車両及び走行距離の多い車両5台を廃車しました。（資産経営課）
- ・新たな清掃施設の整備計画において、人口及びごみ量の減少やプラスチックごみの分別回収など資源化施策の推進によるごみ質の低下を考慮し、焼却施設と生ごみなどの有機物が分解するときに発生するメタンガスを燃料とし、電気エネルギーに転換するバイオガス発電施設の併設の検討を行いました。（資源循環課）
- ・笠間市地球温暖化対策実行計画（笠間市地域気候変動適応計画を含む）を策定しました。（環境政策課）

事業者に対する地球温暖化対策の普及促進

- ・入所型福祉施設用太陽光発電・蓄電システム設置費補助を行い、事業者による設備導入を支援し、エネルギー設備転換の促進に努めました。(環境政策課)
- ・茨城県の「いばらきエネルギーシフト促進事業補助金」について、市ホームページや環境推進部 SNS による情報提供を行い、事業者への周知に努めました。(環境政策課)
- ・事業所における省エネ設備の更新に係る費用に対する補助を実施しました。(環境政策課)

家庭や学校における地球温暖化対策の普及促進

- ・7月2日にエコ・クッキング*教室を開催しました。(資源循環課、環境政策課)
- ・10月～11月に「CO2削減エコライフチャレンジ」を9市町村統一して実施し、職員や市内の小学5年生の世帯に参加を促すなど、CO2削減の啓発に取組みました。(環境政策課)
- ・省エネ性能の高い家電への買換え費用に対する補助を実施しました。(環境政策課)
- ・高効率な給湯器の設置費に対する補助を実施しました。(環境政策課)
- ・電力需要の高まる夏(令和5年6月～)と冬(令和5年12月～)に、市民・事業者に向けて、広報紙・市ホームページ・環境推進部 SNS を通して、節電・省エネへの協力を呼びかけました。(環境政策課)
- ・緑のカーテンを市役所本所にて実施しました。(環境政策課)

環境に配慮した自動車利用の促進

- ・電気自動車の公用車に脱炭素啓発ラッピングを行い、PRを行いました。(環境政策課)(再掲)

スマートムーブ*(自動車利用の抑制)

- ・県央地域連携中枢都市圏構成市町村で「エコ通勤チャレンジウィーク」を実施し、公共交通や自転車の利用を促進しました。(企画政策課)
- ・路線バスに対する維持支援及びデマンドタクシーかさまの運行を実施し、公共交通の維持・確保を図りました。(企画政策課)
デマンドタクシー利用者 47,334人
路線バス利用者 57,912人
- ・友部駅前広場駐車場利用台数 57,054 台、岩間駅前広場駐車場利用台数 8,129 台の利用がありました。(管理課)
- ・引き続きシェアサイクルの運営を実施し、実証実験も含め市内の公共拠点 8ヶ所(友部駅、道の駅かさま、笠間駅、笠間工芸の丘、かさま歴史交流館井筒屋、ムラサキパークかさま、稲田駅、福原駅)にサイクルポートを設置し、自動車利用の抑制を促しました。(企画政策課)
- ・笠間駅ではシェアサイクルのほか、レンタサイクル事業も実施し、自転車を使用した市内の周遊拡大を図りました。(観光課)

CO₂の吸収源としての森林整備の推進

- ・「笠間市自転車活用推進計画」に関連し、県産材を使用した木製サイクルラックを10基購入し、市内の主要施設に設置しました。(企画政策課)(再掲)
- ・森林経営計画により、2.2haの主伐及び間伐が実施されました。(農政課)
- ・森林環境譲与税を活用し、つつじ公園周辺の山林 1.3ha において下草刈りや間伐等を実施しました。(農政課)

地球温暖化に対する適応策の検討

- ・異常気象により、大雨・洪水・土砂災害、局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）の発生が予測されるときは、気象庁をはじめとする災害情報を収集するとともに茨城県防災情報ネットワークシステムなどを活用し、災害の規模に応じて、防災無線やHP、かさめーるなどで情報を周知し、災害に備えた他、被害軽減に繋げることができました。（危機管理課）
- ・一時的に暑さをしのぐ場所として、市内の公共施設17ヶ所を「かさまの涼みスポット」として開放しました。（危機管理課）
- ・笠間市地球温暖化対策実行計画（笠間市地域気候変動適応計画を含む）を策定しました。（環境政策課）（再掲）

その他の地球環境問題への対策

- ・家電リサイクル法に基づく対象品目の有料回収ルートをホームページに掲載するなど、市民への周知を行いました。（資源循環課）
- ・住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助（令和4年度開始）、省エネ家電等買換え促進事業補助、高効率給湯器設置費補助、事業所省エネ設備更新事業費補助を通して、住宅や事業所における再生可能エネルギーの導入や、省エネ性能の高い設備の導入促進を支援しました。（環境政策課）

■評価と課題

地球温暖化防止の理解促進のため、環境寺子屋事業やエコライフチャレンジ、ノーマイカーウィークなどCO₂削減に向けた取組みを実施しました。また、気候変動や地球温暖化の影響に関する講演会や映画上映会を開催しました。

また3月には「笠間市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。今後はこの計画に基づき市民、事業者、来訪者及び行政が主体的に地球温暖化防止と適応の取組みを実践していくことが必要となります。

エコ・クッキング:環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」を行うこと。「買い物」環境に配慮した製品を優先的に購入する、必要なもの以外は買わない、マイバッグを持参するなど。

スマートムーブ:通勤、通学、買い物、旅行などにおける日々の「移動」を「エコ」にすることで二酸化炭素の削減を図る取組。二酸化炭素の削減だけでなく、健康や快適・便利などにも寄与するライフスタイルの提案として提唱・紹介されている。

エコ当番制度:「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、市が行っている事務・事業における温室効果ガスの排出量を削減するために、職員一人一人が更なる取組みを実施するために、各課で退庁時に「課内エコ点検表」の6項目を、当番制（週交代等）で確認する。

【点検項目】

〈課内での取組み〉

- ①昼休みは業務に支障のない範囲で消灯しましたか。
- ②退庁時にPC本体とモニター・プリンター等OA機器の電源を切りましたか。
- ③退庁時に課内の電気照明を消灯しましたか。（時間外勤務者がいる場合には、消灯できる箇所のみ）

〈当番個人の取組み〉

- ④コピー・印刷は両面集約等により用紙の削減に努めましたか。
- ⑤不用紙は、再生利用できるよう分別しましたか。
- ⑥離席時は、PC画面をロックし、モニターの電源を切りましたか。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 エネルギー

■取組方針 エネルギーの有効利用を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①省エネルギー促進のための意識啓発や情報提供を推進します。
- ②高効率機器の導入等、公共施設の省エネルギー化を推進します。
- ③再生可能エネルギーの導入等、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。

■行動方針／環境施策

省エネルギー促進のための意識啓発・情報提供

- ・住宅用太陽光発電・蓄電システム設置費補助、省エネ家電・省エネ設備の買い換え等に対する補助、高効率給湯器の設置費補助を通して、住宅や事業所における太陽光発電の導入や省エネ機器・高効率機器の利用促進の周知に努めました。（環境政策課）
- ・電気自動車の公用車に脱炭素啓発ラッピングを行い、PRを行いました。（環境政策課）（再掲）

公共施設の省エネルギー化の推進

- ・「地域交流センターともべ」は、地中熱換気システムを導入しており、省エネルギー化を推進するとともにPR通じて普及啓発に努めています。（総務課）
- ・市民センターいわまの屋根に103.5kwの太陽光パネルを設置しました。（資産経営課）
- ・農業集落排水処理施設（安居地区）に23.0kwの太陽光パネルを設置しました。（下水道課）
- ・北川根小学校予防改修事業において、太陽光発電システムの導入を検討しました。（学務課）
- ・岩間消防署の建設工事において、太陽光発電システムや地熱利用の冷暖房システムを導入しました。（消防本部）
- ・地域集会所へ省エネ効果の高いエアコンの導入に伴う整備費用を補助し、行政区における省エネルギーの取組みを支援しました。

環境負荷の少ないエネルギー利用の推進

- ・拠点避難所の笠間小、稲田中、市民体育館、友部小、友部中、岩間中と、災害対策本部の計7か所において、折り畳み式ソーラーパネル及び蓄電池を配備することで、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保し、非常時に備えています。（危機管理課）
- ・市内で回収した廃食用油2,580ℓを食用油専門のリサイクル企業に売却しました。（資源循環課）

■評価と課題

住宅用・事業者用太陽光発電・蓄電システム設置費補助を通して、住宅や事業所における太陽光発電の導入促進について周知しました。また、家庭や事業所における省エネ設備への買換えや高効率な給湯器の設置に対する補助を実施し、家庭や事業所における省エネルギー化の推進によりエネルギーの有効利用を図りました。

公共施設については、市民センターいわま、農業集落排水処理施設（安居地区）に太陽光パネルの設置を行い、再生可能エネルギーの導入促進を図りました。

今後も省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を促進していきます。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 温室効果ガス

■取組方針 環境負荷ゼロへの挑戦(2050 カーボンニュートラルの実現)を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①「ゼロカーボンシティ宣言」を表明します。
- ②カーボンニュートラルの実現を目指した取組みを積極的に実施します。

■行動方針／環境施策

「ゼロカーボンシティ宣言」の表明

- ・令和3年4月1日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。(環境政策課)

カーボンニュートラルの実現のための取組みの推進

- ・いばらきエコライフチャレンジへの参加呼びかけ（窓口でのチラシ配付等）を通じて、市民に対して、カーボンニュートラルを見据えた省エネ行動の推進を図りました。(環境政策課)
- ・電力需要の高まる夏（令和5年6月～）と冬（令和5年12月～）に、市民・事業者に向けて、市ホームページ・環境推進部SNS・広報紙を通して、節電・省エネへの協力を呼びかけました。(環境政策課)（再掲）
- ・夏（令和5年6月～）の節電・省エネ協力依頼に際しては、「かさまの節電アクション！」として、まず市役所にて率先して節電・省エネの実践に努め、家庭や事業所での行動を促しました。(環境政策課)（再掲）
- ・笠間市役所も市内の一事業者としてエコ当番制度を実施し、各部署で節電や資源の有効活用に向けた取組みを実施しました。(環境政策課)（再掲）
- ・地域脱炭素の実現を目指し、東京電力PG下館支社と連携協定を締結しました。(環境政策課)

■評価と課題

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、省エネ行動の促進や講演会開催を通して、環境意識の啓発を行いました。また、「かさまの節電アクション！冬の総力戦」の実施やエコ当番制度により、まず市役所が率先して節電・省エネの実践に努め、家庭や事業所での行動を促しました。

今後も、カーボンニュートラル実現に向け、市民や事業所に啓発活動を実施するとともに、市役所が率先して省エネ活動の実践に努めます。

共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ

■環境要素 環境教育・学習

■取組方針 環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市域全体の環境教育・学習の質の向上や教材の充実等を通じて、学校や課外学習等における環境学習を推進します。
- ②関係機関と連携し、市民や事業者への環境学習を促進します。
- ③環境学習施設の活用や地域の自然にふれあう体験型学習機会の充実を図ります。
- ④環境教育・学習へ活用できる資料・情報の提供体制の整備を推進します。

■行動方針／環境施策

学校等における環境学習の推進

- ・石の百年館において、小学生を対象としたワークショップを開催しました。（7月：鉱物・岩石標本づくり、1月：比重測定体験）（商工課）
- ・小学校では、社会科副読本「かさま」を使用し、普段から使用している水のことやごみ処理についての学習をしました。（学務課）
- ・笠間小児童クラブとみなみ学園児童クラブで、Pepperを活用して、地球温暖化に関する授業を行いました。（企画政策課）
- ・保育所、児童クラブにおいて、給食やおやつの廃材（牛乳パックやプリン空き容器等）を利用した手作りおもちゃ、使用済みポスターやカレンダーの裏側をお絵かき用の紙として再利用し、リサイクルを考えることができました。また、児童館においても同様に牛乳パック等を利用して手作りおもちゃを作成しリサイクルに努めました。（子ども福祉課）
- ・涸沼川探検隊、プラスチックリサイクル講座、笠間市こども理科自由研究プレゼン大会などを実施し、環境保全の大切さについて学ぶ機会を提供しました。（環境政策課）
- ・小学校では総合的な学習の時間、中学校では社会や理科などの授業の中で、環境教育の学習に取り組みました。（学務課）
- ・プラスチックリサイクルに関する教員向け研修の情報を市内学校に情報提供しました。（環境政策課）
- ・小学校では、涸沼や霞ヶ浦の施設を活用しました。（学務課）
- ・涸沼川探検隊において、環境教材「川の生きものを調べよう」を活用しました。（環境政策課）

市民・事業者への環境学習の促進

- ・出前講座にて「ごみの分け方・出し方のポイント」「カーボンニュートラルって何？」「新たな清掃施設の整備計画」を実施しており、「ごみの分け方・出し方のポイント」を3回、「新たな清掃施設の整備計画について」を2回実施しました。（総務課）
- ・茨城県環境アドバイザーを講師に招き自然観察会を開催しました。（環境政策課）
- ・環境寺子屋において、もったいない学会座談会「身近なエネルギーと3Rの今」を開催し、有限のエネルギー問題と、ごみの3Rから6Rの考えについて、知識を深めました。（環境政策課）

体験型学習機会の充実

- ・霞ヶ浦環境科学センターなどの環境学習を体験型で行ったり、出前講座を招くなどして、授業を行いました。（学務課）
- ・自然観察会など、地域の自然に親しみ学ぶことができる環境学習機会の提供を行いました。（環境政策課）
- ・市内のビオトープを活用し、NPO法人与自然と協働で昆虫観察会、夜の昆虫観察会などを実施しました。（環境政策課）

資料・情報提供体制の整備

- ・環境関連の図書や資料を充実させるよう努めました。(各図書館)
- ・かさまの自然ガイドを茨城県立図書館、市内各図書館に提供しました。(環境政策課)
- ・市民が家庭でできる節電アクションについて、市ホームページやSNSにより情報提供を行いました。(環境政策課)

■評価と課題

茨城県環境アドバイザーなど環境活動にご尽力いただいてる方を講師に招き、自然観察会や環境寺子屋などの環境学習を行い、環境保全に対する意識の高揚を図りました。また市内で活動している市民団体による自発的な活動により、自然観察会や昆虫観察会などの環境学習の推進が図られています。

事業内容の見直しや関係期間との連携により、環境保全について自ら考え行動できる人材が育まれるような環境学習を推進していきます。

共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ

■環境要素 パートナーシップ

■取組方針 各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①環境保全の取組における地域コミュニティ活動を促進します。
- ②関係団体の連携や情報交換等の交流基盤の構築等を通じて、市民・事業者の環境保全活動への支援を推進します。
- ③周辺自治体や市民団体等との広域連携による取組を推進します。

■行動方針／環境施策

地域コミュニティ活動の促進

- ・広報紙やSNSに、市民・団体等の環境に関する取組み・表彰を受けた件などの記事を掲載し、広くPRを行いました。（秘書課、環境政策課）
- ・第10回プラチナ・ギルド アワードについてNPO法人へ周知しました。（総務課）

市民・事業者の環境保全活動への支援

- ・天神の里の観察記録を市役所内に常時展示しました。（環境政策課）
- ・地球温暖化防止講演会において、市民団体の活動内容の展示を行いました。
- ・長年にわたり笠間市不法投棄ボランティア監視員として活動していただいている方1名を表彰しました。（資源循環課）
- ・市民団体の活動内容を市役所内に展示したり、SNSで紹介しました。（環境政策課）
- ・民間企業と連携し、美化活動（6月・9月、参加者：延べ24名）を実施しました。（商工課）

広域連携による取組の推進

- ・職員を対象に6月、12月に「エコ通勤チャレンジウィーク」を9市町村統一して実施するとともに、市民への啓発活動を行いました。（人事課、企画政策課）
- ・10月～11月に「CO2削減エコライフチャレンジ」を9市町村統一して実施し、市内の小学5年生の世帯に参加を促すなど、CO2削減の啓発に取組みました。（環境政策課）（再掲）
- ・9月1日～9月11日に霞ヶ浦問題協議会主催の「霞ヶ浦の日」霞ヶ浦浄化キャンペーンを岩間支所ロビーで実施し、水質浄化に対する意識の高揚を図りました。（岩間支所地域課）（再掲）
- ・チャレンジかさまネットワーカー連絡協議会でひぬま流域クリーン作戦（R5.6.24）に参加しました。（総務課）（再掲）

■評価と課題

市民団体等の活動について、市役所庁舎内や広報紙、SNSなどにより広くPRしました。

市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援していくとともに、市民の各種事業への参加を促進します。

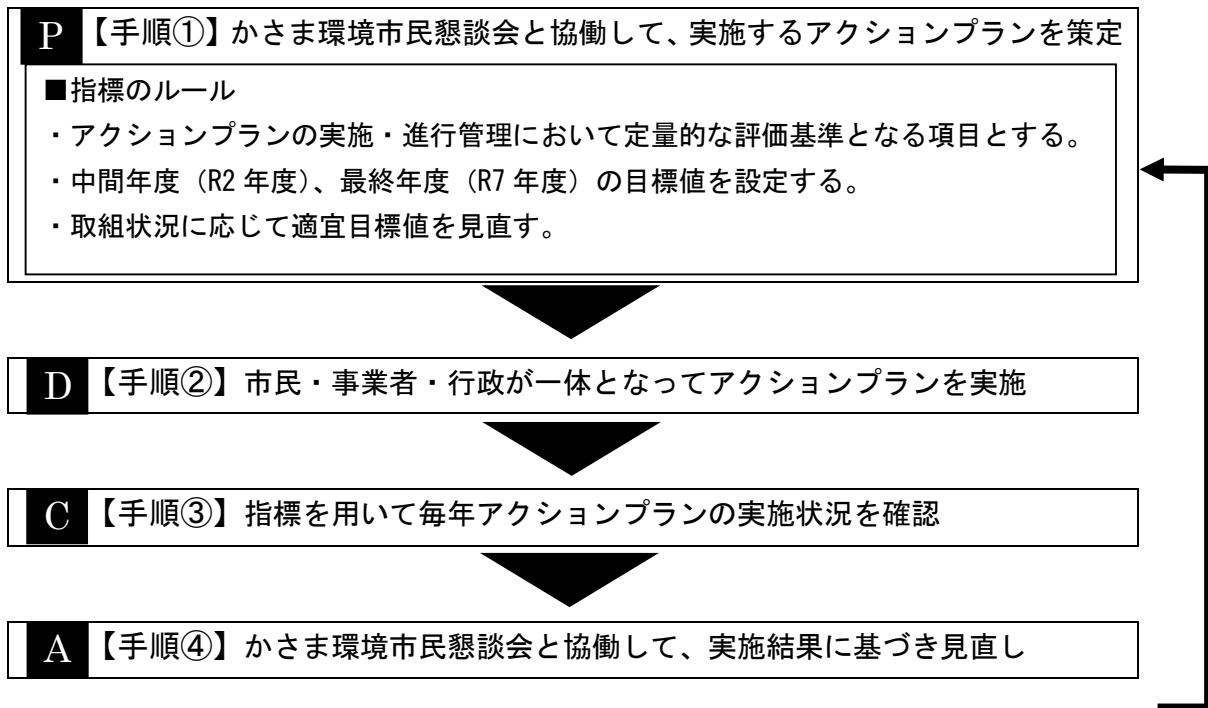
第2章 笠間市が力を入れる重点事業

1. アクションプランの位置づけとねらい

重点事業を実行する活動計画として、アクションプランを導入します。アクションプランは、重点事業（かさまエコプロジェクト）を実行する活動計画です。アクションプランは、市が「かさま環境市民懇談会」と協働して毎年、策定・見直しを行い、本市の環境状態や取組状況、社会情勢に応じた取組内容とするとともに、多くの主体の意見を取組へ反映します。

2. アクションプランの運用方法

次の手順に従って、アクションプランを運用します。



3. アクションプラン検討・策定の視点

次の視点に基づいて、笠間らしく環境を保全・創造するアクションプランを策定する。

- 1) 笠間市の特徴や環境問題からみて、特に**重点的な推進が必要**と考えられる取組。
- 2) 市民や事業者などの関心が高く、**発展的な行動や波及効果が期待できる**取組。
- 3) **市民や事業者と行政が協働して**取組んでいく取組。
- 4) **笠間らしさや笠間の魅力**を引き出すような創造的な取組。

4. 重点事業の内容

重点事業	ねらい	個別の取組
[自然再生・保全] 1.自然共生プロジェクト	・市の自然環境状況の把握及び再生・保全活動を通じて、生物多様性を維持する豊かな自然環境を創造します。	1-1 かさまの自然環境調査
		1-2 かさまの自然再生
		1-3 生物多様性保全推進
[まち美化・不法投棄対策] 2.すみよいまちづくりプロジェクト	・環境美化を行うとともに、マナーの向上を図り、美しく快適な過ごしやすいまちを形成します。	2-1 かさま環境美化里親制度普及
		2-2 マナー向上推進
		2-3 不法投棄、ポイ捨て対策の推進
[4 Rの推進] 3.資源循環型まちづくりプロジェクト	・ごみの減量化及びリサイクルを実施することにより 4 Rを推進し、資源を循環利用するまちを形成します。	3-1 リデュース・リユースの推進
		3-2 リサイクル促進
		3-3 ワンウェイプラスチックの削減
		3-4 事業者間等の連携強化
[温暖化対策の推進] 4.ストップ温暖化プロジェクト	・日常生活や事業活動における取組や森林整備を実施し、市全体で二酸化炭素の排出量を削減します。	4-1 かさまの森林(もり)推進
		4-2 環境にやさしい交通推進
		4-3 市民の主体的な温暖化対策促進
		4-4 再生可能エネルギー活用推進
		4-5 環境に配慮した移動手段の促進
[環境教育・学習・活動の促進] 5.環境学習・環境保全活動促進プロジェクト	・環境教育・学習や活動の場の提供を通して、市民・事業者が主体的に環境保全に取り組む体制を形成します。	5-1 主体的な環境教育促進
		5-2 市民環境学習促進
		5-3 市民環境活動促進

【自然再生・保全】

1. 自然共生プロジェクト

1-1 かさまの自然環境調査

〈ねらい〉 自然環境調査を通じて、本市の自然環境の状態を把握し、保全活動の参考とします。また、市民・事業者へ情報提供、周知することにより啓発を行い、市の自然環境へ関心を持ってもらい、保全活動への意識醸成を図ります。

〈実施事業〉 自然環境調査結果を発表しよう！

取 組 指 標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
自然環境調査の実施回数	年4回	年4回	年4回	年4回
年次報告書への記載	年1回	年1回	年1回	年1回

実施内容

- ・自然環境調査結果を年次報告書へ掲載し、市民団体がまとめた報告書をホームページ及びイベント等で公表します。また、市民団体がこれまで調査してきた結果をまとめた、ガイドブックを自然観察会等で活用するほか、SNS等で広く周知し、自然環境保全等への意識醸成を図ります。

■ 7月(佐白山 鉢巻の道)

佐白山（標高182m）は低い山ではあるが、笠間城址としても有名で、笠間県立自然公園として保護されている。全体が花崗岩からなっており、山頂下の石倉の巨岩はまわりのアカマツ・ヒノキ林に映え、素晴らしい景観となっています。

また、歌うたい石散策路が整備され、その周辺には、ウラジロヤコシダ、イズセンリョウ、リンドウ、サカキなど暖地性の貴重種がみられます。

調査で確認した主な植物〔7月28日〕

○花が咲く（種子）植物

ウスギムヨウラン（ウスギムヨウラン）（ラン科）、タマアジサイ（アジサイ科）など112種

○シダ植物

オオキジノオ（キジノオシダ科）、マメヅタ（ウラボシ科）など17種

○地衣類

アオバゴケ（アオバゴケ科）、ウメノキゴケ（ウメノキゴケ科）など3種



タマアジサイ



オオキジノオ



マメヅタ

■ 9月(野口池)

野口池は岩間地区の東部に位置し標高30m程度の平地にある低層湿原とアカマツ・コナラ・クヌギの二次林、スギ・ヒノキの植林からなっています。

湿原は、平均幅約45m長さ約500mと東西に細長く、面積は2.29haで関東ローム層の堆積期に南側部分の隆起現象により形成され、第4氷河期、後氷期を経ることにより温暖地、寒冷地の植物が共に生育している。また、スギ・ヒノキの植林地は湿原の水源となっており、湿原内には数箇所の湧水が存在し、湧水によって水温及びPHが一定に保たれています。

湿原内には、ミズオトギリ・クサレダマ・イトイヌノハナヒゲ・ヒナノカンザシなどが低層湿原の群落をなし、250種以上の維管束植物が生育しています。

また、湿原最西部からヒノキ植林にかけて、北方系シダ植物のヤマドリゼンマイと南方系のウラボシが同所的に生育し、学術的にも貴重な地域です。

調査で確認した植物〔9月9日〕

○花が咲く(種子)植物

センニンソウ(キンポウゲ科)、ミズオトギリ(オトギリソウ科)など74種

○シダ植物

ヒメシダ(ヒメシダ科)1種

○地衣類

ツブダイダイゴケ(ダイダイキノリ科)、ヤリノホゴケ(ハナゴケ科)2種



センニンソウ



ミズオトギリ



ホザキノミミカキグサ

■ 11月(笠間湖)

笠間湖の名称で親しまれているダム湖は、多くの沢が入り組んでおり、小魚の生息に適しているほか、ダム湖周辺の環境整備により、動植物、魚類、鳥類の保護をしています。また、その周辺地域は、針葉樹林と広葉樹林に囲まれる自然豊かな地域です。

調査で確認した植物〔11月11日〕

○花が咲く(種子)植物

シラヤマギク(キク科)、ヤクシソウ(キク科)など72種

○シダ植物

ノキシノブ(ウラボシ科)、フユノハナワラビ(ハナヤスリ科)など4種

○地衣類

ウメノキゴケ(ウメノキゴケ科)、コモジゴケ(モジゴケ科)種の11種



シラヤマギク



ヤクシソウ



ノハラアザミ

■ 3月(北山公園～天神の里)

この地域は、友部丘陵の南端部を形成し、山林、沢、湿地などが自然の姿に近い良好な状態に保たれています。公園内には湿性生態園やアヤメ・ショウブ園があり、ミズバショウをはじめ、アヤメ、ハナショウブ、カキツバタなど多くの湿性植物が植栽されており、四季折々の花を楽しむことができます。

また、南東の天神池周辺に「ビオトープ天神の里」が整備されています。

調査で確認した植物〔3月23日〕

○花が咲く(種子)植物

マキノスミレ(スミレ科)、カタクリ(ユリ科)など47種

○シダ植物

コモチシダ(シシガシラ科)、トクサ(トクサ科)など5種

○地衣類

キウメノキゴケ(ウメノキゴケ科)、ロウソクゴケ(ロウソクゴケ科)など26種



マキノスミレ



カタクリ(蕾)



キウメノキゴケ

※科名は「植物分類表」2011年に拠る。

<評価・課題>

市内に生息・生育する植物の状況を把握するため、茨城県環境アドバイザー協力のもと自然環境調査及び自然観察会を実施しました。

かさま環境を考える会の協力により、広く笠間の自然を楽しんでもらうために、平成16年度から実施している自然観察会のコースと、そこで確認した植物等を紹介した「かさまの自然ガイド」を活用し、自然観察会を実施しました。

野口池周辺には様々な植物が生育していることが確認されています。今後も継続的に自然環境調査を行い、維持管理方法について検討しながら自然観察会を実施し活用していきます。

第1章の関連する施策:地域の生態系の把握(P5)、自然とのふれあいにおけるマナー向上・自然保護意識の高揚(P6)、自然公園の保全・活用(P7)、体験型学習機会の充実(P32)

1-2 かさまの自然再生

〈ねらい〉 市内の里地里山や河川・ため池を対象に市民、事業者と協働により生態系を考慮した整備を行うことで、本来の自然環境を再生し持続的に保全を行います。また、再生・保全した自然資源を活用し、さらなる保全の推進を図ります。

〈実施事業〉 ビオトープを活用して自然体験学習に参加しよう！

取 組 指 標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
水辺観察会など自然体験学習イベントの実施回数	5回	5回	5回	5回

実施内容

- ・自然再生を目的としたビオトープの適切な活用を促進するとともに、水辺観察会など自然体験学習イベントを開催します。

① 昆虫観察会（ビオトープ天神の里）

令和5年7月1日（土） 23名参加



樹液に集まる虫が少なく、カブトムシ2匹とカナブンのみ、オオムラサキも抜け殻だけでした。

トンボの里ではオオシオカラトンボとコシアキトンボが見られました。

アマガエルやカナヘビなども採取しました。

② 夜の昆虫観察会（ビオトープ天神の里）

令和5年7月15日（土） 63名参加



数は少ないものの、コクワガタ、カブトムシ、ヘイケボタルの観察ができました。

暗いささやぶの中でかすかに光るクロマドボタル（幼虫）がたくさん見られ、観察会の最後にはアブラゼミの集団羽化も見られ、参加した子供も大人も喜んでいました。

③天神の里釣り大会（ビオトープ天神の里）

令和5年8月5日（土） 33名



仕掛けの作り方と釣りの作法を学んだあと、小魚釣り・ザリガニ釣りに挑戦しました。7月から続いた猛暑のせいか、釣果はフナ、クチボソ、ヌマエビ、ザリガニなどが18匹。一人で6匹釣り上げた人もいましたが、全体的には不漁でした。

④里山ウォーク（ビオトープ天神の里）

（天神の里駐車場～長畑池～北山公園休憩施設～展望塔～北山弁天様～天神の里駐車場）

令和5年10月14日（土） 11名参加



好天に恵まれ、秋の空気を満喫しながら北山公園や白鳥湖畔の約6.5kmを歩きました。

ヤマハギなど秋の花々を観察したり、木の実を拾ったり食べたりしながら楽しく歩き、最後に天神の里に新設された山小屋でコーヒーをいただきました。

⑤野鳥観察会（ビオトープ天神の里）

令和6年2月25日（日） 10名参加



気温が低かったせいか、鳴き声は聞こえても姿が見れた鳥は少なかったが、キツツキが掘った穴なども観察できました。

観察会の最後には先生が撮影した野鳥の写真を見ながら、説明を聞きました。

<評価・課題>

市民団体と協働でビオトープ天神の里を活用した自然体験学習イベントを開催しました。

ビオトープは、市民団体等が主体となって維持管理を行っており、地権者や地域の協力で成り立っていることが多く、地域の実情から維持することが困難となり廃止となったところもあります。

再生・保全した自然資源を活用し、さらなる保全と活用の推進を図ります。

第1章の関連する施策:親水空間の整備(P2)、生物の生息空間の保全(P5)

1-3 生物多様性保全推進

〈ねらい〉 生物が生息しやすい空間を整備することで、多くの生物が生息・生育できる環境を形成し、生物多様性を保全します。また、外来生物に対して「入れない・捨てない・拡げない」を実施することで侵入・拡散を防ぎ、在来生物の生息・生育の保全を図ります。

〈実施事業〉 外来種（オオキンケイギク・セイタカアワダチソウ）を抜き取るぞ！

取 組 指 標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
オオキンケイギク処分量	640kg	560kg	650kg	900kg
セイタカアワダチソウ処分量	—	—	—	240kg
参加者数	94人	93人	130人	158人

実施内容

- ・市民や市民団体等と協働で、特定外来生物であるオオキンケイギクの抜き取り作戦を実施します。
- ・生態系被害防止外来種の「重点対策外来種」である、セイタカアワダチソウの抜き取りを、市民団体と協働で実施します。

- かさま環境を考える会やごみを考える会などの市民団体等と協働で、特定外来生物である「オオキンケイギク抜き取り作戦」を5月27日（土）に実施し、900kg（450袋で188袋）を抜き取りました。
- 「オオキンケイギク抜き取り作戦」にあわせて、セイタカアワダチソウも笠間市総合公園などで240kg（450袋で51袋）を抜き取りました。



団体名	参加者数	団体名	参加者数
あたご四季の会	10名	天神の里を作る会	11名
ｲﾝﾃﾙ(株) ｲﾝ笠間店	3名	友部航空無線通信所	4名
(株)茨城電通	1名	ﾄﾖﾀﾓﾋﾞﾘﾃｨﾊﾟｰﾂ(株) 茨城支社	3名
茨城ﾄﾖﾀ自動車(株)	3名	東日本高速道路(株)水戸管理事務所	12名
岩倉緑化産業(株)	1名	ハタヤ商事(株)	1名
エチオピア未来の子供	6名	第一東宝ランド自治会	4名
キャノン(株)阿見事業所	1名	星山自治会	5名
キャノン化成(株)	15名	一般参加市民	2名
キャノンモールド(株)	3名	かさま環境を考える会	19名
JR東日本 友部駅	4名	ごみを考える会	9名
(株)常陽銀行	15名	茨城県職員	3名
ｾｷｽﾄﾛﾝ工業(株) 関東事業所	7名	笠間市職員	25名

＜評価・課題＞

オオキンケイギクについては、継続して抜き取りを実施している場所では昨年より生育量が減少している一方で、新たに生育している場所も確認できました。拡散を防ぐためには、広報活動を積極的に行い、地域や家庭において抜き取り作業をしていただけるよう更なる普及・啓発を行っていく必要があります。

第1章の関連する施策：野生動植物の適切な保護・管理(P5)

【まち美化・不法投棄対策】

2. すみよいまちづくりプロジェクト

2-1 かさま環境美化里親制度普及

〈ねらい〉 かさま環境美化里親制度や花いっぱい運動をはじめとする清掃活動や花壇づくりに、市民・事業者が主体的に取り組むことで、市内の環境美化がすすんだすみよいまちづくりを推進します。

〈実施事業〉 環境美化活動団体大募集！

取 組 指 標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
道路里親制度実施箇所数	43箇所	51箇所	53箇所	46箇所
グリーンパートナー制度実施箇所数	5箇所	4箇所	9箇所	7箇所

実施内容

・市が管理する公園や道路などの公共スペースについて、近隣の市民や事業者の方々などが、市に代わって清掃や美化活動を実施し、協働でまちの美化を推進します。

- 道路里親制度では、道路を「里子」に、沿道のボランティア団体などを「里親」に例えて、住民と行政が協力し道路の清掃（ごみ拾い）や除草・花壇の手入れなどを行うなど、美しい潤いある道路環境づくりの推進、制度の普及啓発に努めています。

道路里親団体一覧(県道)

資料提供 管理課

No.	団体名	活動路線	活動延長
1	笠間市岩間地区日赤奉仕団	国道 355 号(下郷地内)	1.5km
2	土師ひゃくしょう塾	県道水戸岩間線(土師地内)	1.0km
3	ひまわりの会	県道茨城岩間線(安居地内)	1.5km
4	まちづくり宍戸塾	県道大洗友部線(平町地内)	1.0km
5	下市毛まちづくり同好会	県道笠間つくば線(第2踏切付近)	1.3km
6	有限会社 小池工務店	県道稲田友部線(稲田地内)	0.334km
7	こうのす道路里親の会	県道杉崎友部線(鴻巣地内)	1.3km
8	株式会社 三栄製作所 茨城工場	県道石岡城里線(仁古田地内)	0.055km

道路里親団体一覧(市道)

資料提供 管理課

No.	団体名	活動路線	活動延長
1	あたご四季の会	市道(岩)Ⅰ級1号線	1.5km
2	岩間山の会	市道(岩)Ⅰ級1号線	1.0km
3	岩間東町一区	市道(岩)Ⅱ級11号線外	0.5km
4	日吉町区一班	市道(岩)Ⅰ級6号線外	0.9km

5	日吉町区二班	市道(岩)中 330 号線外	1.4km
6	日吉町区三班	市道(岩)中 133 号線外	0.7km
7	日吉町区四班	市道(岩)Ⅰ級 6 号線外	1.1km
8	吉岡二区	市道(岩)中 331 号線外	0.7km
9	春日町はなみづき	市道(岩)中 330 号線外	0.6km
10	春日町さくら	市道(岩)中 330 号線外	0.5km
11	春日町一区	市道(岩)中 330 号線外	0.6km
12	ひまわりクラブ	市道(岩)Ⅱ級 6 号線外	2.9km
13	寺平地区	市道(笠)4138 号線	1.0km
14	宮前交遊会	市道(友)1317 号線	0.6km
15	下市毛まちづくり同好会	市道(笠)2205 号線外	1.8km
16	本戸荒牧自治会第一班	市道(笠)0230 号線	0.6km
17	本戸荒牧自治会第二班	市道(笠)3385 号線	0.5km
18	本戸荒牧自治会第三班	市道(笠)3384 号線	0.5km
19	本戸荒牧自治会第四班	市道(笠)3372 号線	0.5km
20	NP0 法人ビオトープ天神の里を作る会	市道(友)2 級 4 号線	0.7km
21	旭町西区会	市道(岩)中 122 号線外	0.5km
22	5 1 区新谷地区里親会	市道(笠)0110 号線外	1.0km
23	第 2 8 区第 1 班	市道(笠)1210 号線外	0.6km
24	第 2 8 区第 2 班	市道(笠)0118 号線	0.6km
25	第 2 8 区第 3 班	市道(笠)1316 号線	0.9km
26	吉岡一区絆会	市道(岩)中 184 号線外	1.0km
27	みずほパトロール隊	市道(笠)0106 号線	0.6km
28	倉作道路里親会	市道(笠)1157 号線外	2.9km
29	本戸鍛冶屋組	市道(笠)0112 号線	0.9km
30	香取会	市道(友)1 級 3 号線	1.3km
31	住吉大沢水利組合	市道(友)1 級 8 号線外	0.9km
32	こうのす道路里親の会	市道(友)1168 号線外	0.6km
33	108 区上郷	市道(笠)3267 号線外	1.0km
34	108 区恵比寿	市道(笠)3274 号線外	1.0km
35	西光寺組合	市道(笠)3395 号線外	0.7 km
36	キャンモルト [®] (株)友部事業所	市道(友)4172 号線外	0.9km
37	臼木組	市道(笠)3437 号線	0.5 km
38	109 椿自治会	市道(笠)3266 号線外	1.0km

- 「笠間市都市公園グリーンパートナー制度」による、市民の自主的な都市公園の美化活動を推進し、親しみやすい公園にするため、グリーンパートナー協力団体の拡充に努めます。

グリーンパートナー制度実施団体一覧

資料提供 管理課

No.	公園名	団体名	面積
1	いなだふれあい公園	神田自治会	1,150 m ²
2	鯉淵公園	柿橋総区	5,641 m ²
3	友部駅前児童公園	仲町区	2,868 m ²
4	城南やきもの通り公園	第16区	1,701 m ²
5	旭台団地第一公園	旭台団地区長会	1,193 m ²
6	旭台団地第二公園	旭台団地区長会	5,154 m ²
7	仲よし公園	第一東宝ランド公園整備チーム	1,065 m ²

<評価・課題>

グリーンパートナー制度については、新規登録を1箇所行いました。

今後も、道路里親制度やグリーンパートナー制度の普及に努め、地域の方々による道路や公園の清掃・美化等の促進を図るなど、地域と行政の協働による道路環境づくりを推進します。

第1章の関連する施策:みどりのまちづくりを支える体制づくり(P8)、環境美化活動の推進(P14)

2-2 マナー向上推進

〈ねらい〉 ポイ捨てや不法投棄、家庭騒音について、マナー学習や啓発活動を行うとともに、ルール徹底や笠間市すみよい環境条例の周知を行い、市全体のマナー向上を図ります。

〈実施事業〉 環境の美化やマナーを守ることの大切さについて学ぶぞ！

取組指標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
イラスト応募数	—	20件	200件	0件

実施内容

・環境教育の一環として、市内小中学校において環境美化マナーを守ることの大切さについて学ぶことを目的に、「ごみのポイ捨て防止」や「犬のフンマナー」のポスターを募集します。

●市内の学校（小学校10校・中学校5校・義務教育学校1校）合計16校に、夏休み選択式の宿題として募集しました。

＜課題・評価＞

「環境美化」や「ペット飼育のマナー」に関するポスターを夏休みの課題として募集しました。

応募された作品はJR東日本友部駅や市民センターいわまの市民ホールに展示する予定でしたが、令和5年度は応募がありませんでした。

環境保全のためには、環境の美化やマナーを守ることの大切さについて考えることが必要であることから、取組みの方法などを見直していきます。

第1章の関連する施策:近隣に配慮したマナーやルールの普及(P14)

2-3 不法投棄、ポイ捨て対策の推進

〈ねらい〉・ポイ捨てや不法投棄のごみが河川へ流出することで、海洋プラスチックごみ汚染にもつながることから、啓発活動を行うとともに、ルール徹底や笠間市すみよい環境条に基づき、市全体のマナー向上を図ります。

- ・ごみ集積所が新設しやすいよう設置基準を設けるとともに、集積ボックス設置に係る地域の負担を軽減することで、地域の集積所の利用促進を図ります。

〈実施事業〉 不法投棄、ポイ捨てを未然に防ぐぞ！

取組指標	現状(H29)		中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
パトロールでの回収量	38,080kg		34,270kg	24,300kg	25,920kg
クリーン作戦回収量	笠間	7,910kg	2,990kg	6,300kg	8,080kg
	友部	9,650kg	3,070kg	5,600kg	7,220kg
	岩間	5,410kg	1,700kg	3,700kg	3,910kg

取組指標	現状(R4)	長期(R7)	令和5年度
ごみ集積ボックス新設・改築	20箇所(計画)	20箇所	17箇所

実施内容

- ・笠間市不法投棄ボランティア監視員等によるパトロールの実施や市民の要望により不法投棄防止看板の配付をします。また、市民が一体となり実施するクリーン作戦などの環境美化活動により、ごみの捨てられにくい環境をつくります。
- ・ごみ集積ボックスを新設・改築する際の補助率および限度額を拡充します。

●市民団体による不法投棄ごみ監視を行いました。

- ・かさま環境を考える会（月1回）
- ・ごみを考える会（年2回）
- ・笠間市岩間環境美化推進協議会（年3回）

●市民団体のごみ拾い活動に対して、バイオマス配合のごみ袋を配付しました。

●ごみ集積ボックス設置費を助成しました。

個所数：17箇所

助成額：1,135,800円

＜評価・課題＞

全市一斉クリーン作戦を年３回実施し、市民の環境美化意識の高揚を図りました。

パトロールによる回収量は増加しましたが、クリーン作戦における回収量は減少しました。

笠間市不法投棄ボランティア監視員等によるパトロールを行うとともに、市民団体と協働で、ごみが捨てられにくい環境づくりを推進していきます。

第１章の関連する施策：不法投棄、ポイ捨て対策の推進(P14)

【4R の推進】

3. 資源循環型まちづくりプロジェクト

3-1 リデュース・リユースの推進

〈ねらい〉 ごみの減量化やリサイクルなど、4R（リフューズ（断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用する）・リサイクル（再生利用する））を推進することにより、資源を循環利用するまちを形成します。

〈実施事業〉 生ごみを減らそう！

取 組 指 標	現状(R4)	長期(R7)	令和5年度
生ごみ減量化機器及び 生ごみ処理容器設置台数	120台	120台	72台

実施内容

・生ごみ減量化機器及び生ごみ処理容器の購入費用の一部を補助します。

1) 生ごみ減量化機器（電動）

購入金額の 1/2 以内

20,000 円を上限（1 世帯あたり 1 基を限度）

2) 生ごみ処理容器（コンポスト・EMぼかし容器）

購入金額の 1/2 以内

3,000 円を上限（1 世帯あたり 2 基を限度）

●生ごみ減量化機器の購入費を補助しました。

交付件数：42台

交 付 額：775,000円

●生ごみ処理容器の購入費を補助しました。

交付件数：30台

交 付 額：71,000円

＜評価・課題＞

生ごみの減量化及び家庭における再利用は、可燃ごみの削減となり、焼却施設の負担軽減にもなることから、今後ともごみの4Rへの取組みを推進します。

3-2 リサイクル促進

〈ねらい〉 使用された後に廃棄されるごみについて、効率的に回収し、ものづくりの原料として再生利用（Recycle/リサイクル）することと併せて、ごみ焼却時の熱エネルギーについても活用することで資源循環の促進を図ります。

〈実施事業〉 資源物のリサイクルに取り組もう！

取 組 指 標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
資源物分別回収 (集団回収)量	966t	308t	600t	278t
廃食用油回収量	1,470ℓ	2,213ℓ	2,700ℓ	2,580ℓ
小型家電回収量	37kg	1,066kg	1,200kg	1,169kg

取 組 指 標	現状(R2)	長期(R7)	令和5年度
拡充品目数	—	1店舗1品目	—
拡大店舗数	—	5店舗	—

※拡充品目数：現在、分別回収を実施している市内店舗において拡充する品目数。

※拡大店舗数：新規に分別回収を実施する店舗数。

実施内容

- ・子ども会等で実施している資源物分別回収や、家庭から排出される廃食用油の回収、鉄やレアメタルといった有用な金属を含む小型家電の回収等に継続して取り組むことで、資源物のリサイクルを推進します。
- ・使用済みペットボトルについては、水平リサイクル（ボトル to ボトル）を推進します。

●本所（資源循環課）、各支所地域課の窓口において資源物を回収し、資源の循環を図りました。

資源物品目(17品目)

ダンボール	新聞紙	雑誌類
布類	アルミ缶	スチール缶
ポリケース	ビール大瓶	ビール中瓶
ビール小瓶	ビール特大瓶	一升瓶ケース
一升瓶	雑瓶4合瓶	雑瓶2合瓶
ジュース類瓶	廃食用油	

小型家電対象品目(31品目)

デジタルカメラ	ゲーム機	ACアダプタ
計算機	電子手帳	携帯音楽プレーヤー
ビデオカメラ	携帯電話・スマートフォン	カーナビ
ラジオ	ルーター・スイッチ	ICレコーダー
補聴器	磁気ディスク装置等	電子書籍端末
パーソナルコンピューター (ノートブック型)	タブレット端末（PCリサイクルマークのないもの）	ポータブルDVD・BDレコーダ/プレーヤー
ゲームソフト（CD・DVDを除く）	電子体温計	電気式温湿度計

電子式ヘルスマーター	電子式ベビースケール	デジタル歩数計
フィルムカメラ	ヘアードライヤー	電気かみそり
電気脱毛器	電動歯ブラシ	電子時計
電気時計		

●集積所にて回収したペットボトルや環境センターに直接搬入されたペットボトル84.7tを、水平リサイクルの原料として売却しました。

<評価・課題>

資源物・廃食用油・小型家電を回収し、資源を循環することができました。

集団回収の量の減少は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後も、地域活動が低迷したことによる減少と考えられます。また、廃食用油回収については、リサイクル事業者と連携し、安定的な回収に向けた取組みを図ります。

第1章の関連する施策:資源の循環利用の推進(P24)

3-3 ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減

〈ねらい〉 海洋プラスチックごみが、深刻な問題となっていることから、海洋プラスチックごみの元となる、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用削減に取り組めます。
令和2年7月に市が宣言した「プラスチックごみゼロ宣言」の取り組みを基本に、不要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックを「使わない」「もらわない」など、ごみの減量化を推進します。

〈実施事業〉 ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減に取り組もう！

取組指標	現状(R1)	中期(R4)	長期(R7)	令和5年度
PR 活動回数	0回	2回	2回	4回

実施内容

- ・マイバッグやマイボトル、マイはしの持ち歩きを推進し、プラスチックレジ袋や使い捨て製品の利用を控える取り組みを継続して行います。また、ペットボトルを資源回収先に必ず出すことにより、水平リサイクルを中心とした、再資源化に努めます。
 - ・市内イベント時に、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用削減に関するパネル展示、PR 活動を実施します。
-
- 市が集積所から収集したペットボトルを、国内最先端のリサイクル技術を持つ市内企業の「ジャパンテック株式会社」に売却し、全量を水平リサイクルしました。
 - 8月開催の福ちゃんの森公園イベントにおいて、廃プラスチック油化のデモンストレーションを行いました。
 - 11月開催の福ちゃんの森公園イベントにおいて、リターナブル食器を導入しました。
 - 市内イベントにおいて、啓発品として海洋性プラスチックごみを使用したボールペンを配布しました。

〈評価・課題〉

市指定ごみ袋（小袋）にバイオマス由来原料を25%配合したバイオマスプラスチックを導入しており、今後は市のイベント等で使用するビニール袋へのバイオマス由来原料の配合を検討します。

プラスチックごみを減らすためには、市民、事業者、行政が一体となって、削減と適正処理に取り組む必要があるため、市内イベントにおいて、継続して周知していく必要があります。

3-4 事業者間等の連携強化

〈ねらい〉 海洋プラスチックごみをはじめとする廃プラスチック削減の対策として二酸化炭素削減にも効果が期待できる事項について、市や事業者等が積極的に交流することで、連携強化を図ります。

〈実施事業〉 市内事業者の先進事例発表および意見交換会

取組指標	現状(R2)	長期(R7)	令和5年度
開催回数	1回	2回	0回

実施内容

- ・事業者の先進事例発表や意見交換会の場を設け、市内事業者との連携強化を図り、地域の環境負荷軽減を図ります。

- プラスチックの油化について、事業者と回収や活用について協議しました。

〈評価・課題〉

廃プラスチック対策や温室効果ガス削減に関する事項については、事業者と連携し共同で取り組む必要があります。

脱炭素及びプラスチック資源循環法に関するセミナーや意見交換会を通じ、プラスチックごみ問題への理解を深めていきます。

第1章の関連する施策:ごみ減量化の推進(P24)

【温暖化対策の推進】

4. ストップ温暖化プロジェクト

4-1 かさまの森林(もり)推進

〈ねらい〉・本市に所在する森林を対象に、市民・事業者と協働により植林や間伐等の森林整備を行うことで、森林の伐採と再生のサイクルを促進し、二酸化炭素吸収量の多い森林を形成します。

- ・森林整備を通して環境教育・自然体験を行い、市の自然環境に対する保全意識の醸成を図ります。

〈実施事業〉 かさまの森林（もり）を元気にしよう！

取組指標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
森林・里山保全活動への参加人数	1,045人	822人	1,050人	867人

取組指標	現状(R4)	長期(R7)	令和5年度
森林整備面積	3.5ha(計画)	10.0ha	5.1ha

実施内容

- ・市民や事業者に対し、森林吸収源としての機能をはじめ、水源かん養機能や国土保全機能など多様な公益的機能を担う森林の重要性について周知を図り、地場産材の積極的な利用や里山保全活動に積極的に参加・協力するよう呼びかけます。また、里山づくりや森づくりを推進します。
- ・森林環境譲与税を活用し、森林整備（伐採・植林）を行います。

●カスミ共感創造の森植樹祭 292人

5月20日（土）愛宕山で、(株)カスミ主催によるカスミ共感創造の森植樹祭が行われました。この活動は、地球環境保全活動の一環として実施され、10回目の実施となりました。

植樹祭には市民、関係者など292人が参加しました。

●緑の少年団活動（市内5団体）575人

団体活動を支援し、森林・林業体験キャンプ、里山体験学習及び花壇づくり等を行いました。

（稲田小学校わがくに緑の少年団175人、友部緑の少年団25人、北川根小学校緑化委員会247人、岩間第一小学校あたご緑の少年団102人、笠間緑の少年団26人）

●森林環境譲与税を活用し、山林の下草刈りや間伐等を実施しました。

実施面積：1. 3 h a

＜評価・課題＞

森林資源の活用促進として、緑の少年団活動等を支援し、森林の有する公益的機能の理解促進と自然環境保護に対する意識の高揚を図りました。

森林所有者の経営意欲の低下や担い手不足、相続による世代交代などから、所有者不明の山林が多く存在しており、適正な維持管理がなされていないことが課題となっているため、林地台帳制度の周知を強化し、台帳整備に努め、問題解決を図ります。

また、里山再生に取り組む新たな市民団体と意見交換を行い、事業の協働や支援の方法を検討します。

第1章の関連する施策：森林の育成・活用(P3)

4-2 環境にやさしい交通推進

〈ねらい〉 交通利用の在り方を再確認し、公共交通利用や徒歩、自転車による移動がしやすい環境を整備することで、環境負荷の少ない交通利用を推進し、市内における運輸・移動による二酸化炭素や大気汚染物質排出量の削減を図ります。

〈実施事業〉 公共交通や自転車を活用しよう！

取 組 指 標	現状(H29)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
エコ通勤チャレンジ 実施回数	2回	1回	2回	2回

取 組 指 標	当初(R3)	長期(R5)	令和5年度
市道における自転車空間整備延長	7.8Km	31.0Km	25.7Km

実施内容

- ・過剰なマイカー利用がもたらす温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化問題について、エコ通勤チャレンジウィークを実施し、通勤・通学・買物等でのマイカー利用を控え、公共交通や自転車を利用することによる効果をホームページやSNSで伝え、マイカー利用者の意識醸成を図ります。
- ・笠間市自転車活用推進計画に位置付けられた路線において、安全で快適に利用できる自転車通行空間を作るためにピクトグラムなどの路面標示を整備し、市県道のネットワーク路線の実現を目指します。

●エコ通勤チャレンジウィーク

- ・6月1日（木）～6月7日（水）
参加者延べ人数 4,361人
うち実施延べ人数 709人
- ・12月20日（水）～12月26日（火）
参加者延べ人数 4,016人
うち実施延べ人数 690人

●市道における自転車空間の整備

- ・市道（笠）0111号線、延長900mの区間において、路面表示（矢羽根22カ所、ピクトグラム2カ所）を設置しました。
- ・市道（友）1級15号線他、延長2,030mの区間において、路面標示（矢羽根38カ所、ピクトグラム18カ所）を設置しました。
- ・市道（笠）0234号線他、延長1,240mの区間において、路面標示（矢羽根41カ所、ピクトグラム12カ所）を設置しました。
- ・市道（岩）I級15号線他に、案内看板9基を設置しました。

＜評価・課題＞

エコ通勤チャレンジウィーク期間中、エコ通勤を実践できたのは参加者の１０％程度の結果となりました。公共交通や自転車での通勤が困難なマイカー通勤者にはできることから実践するよう促進していきます。

自転車空間の整備については、路面標示は令和５年度に延長４，１７０ｍの区間において実施し、その他路線においても案内看板の設置による利便性の向上も行いました。

今後も自転車による移動がしやすい空間の整備に取り組めます。

第１章の関連する施策：スマートムーブ（自動車利用の抑制）（P28）、広域連携による取組の推進（P34）

4-3 市民の主体的な温暖化対策促進

〈ねらい〉 省エネの取組や電力消費量の「見える化」など、家庭において日常生活のなかで実践できる地球温暖化対策について紹介するとともに、参加型の取組を実践し、活動の促進を図ります。

〈実施事業〉 CO₂削減エコライフチャレンジに参加しよう！

取 組 指 標	現状(H29)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
エコチャレンジ 市内参加人数	354人	603人	700人	536人

実施内容

家庭での節電により、どれだけ二酸化炭素(CO₂)を減らすことができるかを競う取組を県央地域9市町村で同時に実施します。

- 家庭における電気の使用量の削減に努めるため、令和4年11月の家庭の電気使用量と令和5年同月とを比較し、昨年度比で電気量を削減する取組を意識的に行うため実施しました。

取組期間：10月から11月の2か月間

〈評価・課題〉

節電など、できることから始めることが、地球温暖化防止に繋がることから、学校などを通じて、各家庭の参加を促していますが、市民の参加者が少なく、更なる周知が必要となります。

気軽にできる地球温暖化防止対策の一つとして、節電に取り組む家庭が増加するよう促進していきます。

第1章の関連する施策：家庭や学校における地球温暖化対策の普及促進(P28)、広域連携による取組の推進(P34)

4-4 再生可能エネルギー活用推進

〈ねらい〉 二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーを活用した太陽光発電や、発電した電気を貯めることができる蓄電池の設置により、電気の自家消費を行い、発電にかかる二酸化炭素排出量の削減を図り、もって地球温暖化防止に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

〈実施事業〉 太陽光発電システム・蓄電池を設置しよう！

取組指標	現状(R4)	長期(R7)	令和5年度
市補助による住宅用太陽光発電システム設置容量	460kW	460kW	367.6kW

(※)4.6kW(1件当たりの平均出力)×100件=460kW

実施内容

太陽光発電システム（最大出力合計値が10kW未満かつ未使用のもの）及び、蓄電システム設置費用を補助します。

●住宅用太陽光発電システム及び蓄電設備システム設置費を補助しました。

1) 太陽光発電システム蓄電システム

交付件数：47件

設置容量計：367.6kW

2) 蓄電システムのみ

交付件数：31件

●事業者用太陽光発電・蓄電システムの設置費用の補助

本事業は令和6年3月25日から申請を受け付けた事業であり、令和5年度中の実績はありませんでした。

＜評価・課題＞

住宅用太陽光発電及び蓄電設備システムの補助金交付件数及び設置容量は前年度よりも増加しており、再生可能エネルギーの活用が浸透していると考えられます。

事業者用太陽光発電・蓄電システムの設置費用の補助については、予算額の全額を令和6年度に繰り越しを行い、引き続き市内事業所における再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

第1章の関連する施策:事業者に対する地球温暖化対策の普及活動(P28)、省エネルギー促進のための意識啓発・情報提供(P30)

4-5 環境に配慮した移動手段の促進

〈ねらい〉・移動手段として、シェアサイクル（電動アシスト自転車）を活用し、自動車利用を控えることによって、二酸化炭素排出量を削減できることを、市民及び事業者にPRします。

・電動車を市役所本所及び各支所に配置し、利用することによって、二酸化炭素排出量を削減できることを、市民及び事業者にPRします。

〈実施事業〉電動アシスト自転車や電動車を利用しよう！

取 組 指 標	現状(R2)	長期(R7)	令和5年度
レンタサイクル・ シェアサイクル利用台数	延べ1,548台	延べ2,000台	延べ3,081件

取 組 指 標	当初(R4)	長期(R7)	令和5年度
電動車の導入	8.1%	15.0%	9.0%

実施内容

- ・来訪者に対して、二酸化炭素排出量の削減を目指したレンタサイクルやシェアサイクルなどの活用を推進します。
- ・市役所職員の市内への外出時は、公用車の利用を極力控え、シェアサイクル（電動アシスト自転車）や電動車を利用します。また、公用車の更新については、代替可能な電動車がない場合を除き、電気自動車やハイブリッド車を購入します。

●レンタサイクルの利用台数

延べ利用台数 1,546台

●シェアサイクルの利用

実証実験も含め市内の公共拠点8ヶ所（友部駅、道の駅かさま、笠間駅、笠間工芸の丘、かさま歴史交流館井筒屋、稲田駅、福原駅、ムラサキパークかさま）にサイクルポートを設置し、自動車利用の抑制を促しました。

●電動車の導入

電気自動車を3台購入し、年代の古い車輛や走行距離の多い車輛5台を廃車しました。

＜評価・課題＞

シェアサイクルは、鉄道駅や観光拠点からの発着を中心に利用されており、市内周遊への活用が図られています。今後も運営状況を見ながらサイクルポートの増設や自転車の増車を検討し、利用促進を進めていきます。

電動車の導入は、今後も年代の古い車輛や走行距離の多い車輛を基本に、進めていきます。

第1章の関連する施策:地球温暖化防止に向けた率先的な取組み (P27)、スマートムーブ (自動車利用の抑制) (P28)

【環境教育・学習・活動の促進】

5. 環境学習・環境保全活動促進プロジェクト

5-1 主体的な環境教育促進

〈ねらい〉 子ども達が自ら環境保全に関する課題を発見し、対策を検討し、自ら取り組みを行う主体的な環境教育の実施を通して、身近な環境に関心を持ち問題意識を持つとともに主体性を養います。

〈実施事業〉 涸沼川・巴川を探検しよう！

取 組 指 標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
参加者数	27人	35人	50人	45名

実施内容

クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等で開催する各探検隊に参加して河川の環境問題について勉強します。

①涸沼川探検隊

令和5年8月7日（月）小学生26人
涸沼川をもっと身近に感じ、水質浄化意識の高揚を図ることを目的に実施しました。自然公園指導員の指導のもと、水生生物の調査や簡易水質検査（パックテスト）を行いました。



②巴川探検隊

令和5年8月 8日（火）小学生10人
令和5年8月23日（水）小学生9人
巴川の源流を探検し、新たな発見や参加者相互のふれあいを通して水質浄化ばかりではなく、魅力ある地域作りにつなげることを目的に実施しました。
また、霞ヶ浦周辺の植物や鳥類についても学びました。



〈評価・課題〉

涸沼川探検隊の水質調査場所が、源流域（城里町）と下流域（茨城町）であるため、市内（中流域）での水質調査を行い、上流域から下流域まで一貫した水質の変化や水生生物の調査を実施することにより、より身近な水域で学ぶ機会が得られるよう検討します。

第1章の関連する施策: 水辺の保全意識の高揚(P2)、学校等における環境学習の推進(P32)、体験型学習機会の充実(P32)

5-2 市民環境学習促進

〈ねらい〉 子どもから大人までを対象に、身近な環境から地球規模の環境問題まで幅広く環境について、学び体験する機会を提供するとともに、環境に対して関心をもち、主体的に環境保全活動に取り組む意識の醸成を図ります。

〈実施事業〉 環境寺子屋に行こう！

取組指標	現状(H27)	中期(R2)	長期(R7)	令和5年度
開催回数	—	4回	6回	8回

実施内容

地域の環境資源を活用し、講師による市民参加型の「環境寺子屋」を開催します。

①プラスチックリサイクルへの理解を深める

「プラスチックリサイクルについて学ぼう」

令和5年9月19日（火） 岩間第二小学校理科室

令和5年9月20日（水） 友部第二小学校理科室

令和5年9月28日（木） 29日（金） 笠間小学校理科室

講師：一般社団法人プラスチック循環利用協会

内容：【前半】

プラスチックとリサイクルについて学ぶ

【後半】

実験：PETボトル細片から繊維を作る実験

プラスチックとリサイクルについての話を聞いた後、実際にペットボトルの細片からプラステック繊維を作る実験を行い、プラスチックがリサイクルされる工程を楽しく学ぶことができました。



②地球温暖化防止に関する講演会

「地球温暖化と私たちの未来 ～ゼロカーボンシティの実現に向けて～」

令和5年12月21日（木） 参加者136名

会場：友部公民館 大ホール

講師：三村 信男（みむら のぶお）氏

茨城大学 特命教授・前学長

地球温暖化や気候変動の現状と将来予測、地球温暖化対策の内容と世界の動き、笠間市の取り組みなど、わかりやすく教えていただきました。

地球温暖化を防ぐために個人や企業が今、何をすべきか一緒に考えることができました。



③「第7回笠間市こども理科自由研究プレゼン大会」

令和5年11月12日（日）

参加者：14作品24名、司会：友部小学校6学年 6名、来場者：51名

会場：友部小学校体育館

市内小学生が、夏休みに行う理科自由研究について、多くの人の前でプレゼンテーションをする機会を設けることにより、理科や環境への関心を高めるとともに「主体的な取組意欲」や「伝える力」などを育むことを目的として、市民団体（かさま環境を考える会、ごみを考える会）が中心となり、開催しました。子ども達が主役となり楽しく開催することができました。



④「エコクッキング」

令和5年7月2日（日） 参加者29人

会場：地域福祉センターともべ 調理室

ただ調理をして食べるだけではなく、その前後の作業にも大きな意味があることを教えてもらい作業を実施しました。買い物では必要な分量を、また地元産・外国産など食材の産地も確認し、調理は、野菜を皮ごと調理する「エコ班」と、いつもどおり皮をむいて調理する「普通班」に分けて行い、ごみの量を比較しました。

少し意識を変えることで、地産地消やごみの減量化につながることを学びました。



⑤もったいない学会座談会「身近なエネルギーと3Rの今」

令和6年2月4日（日） 参加者38名

会場：友部公民館大会議室（オンラインでも実施）

講師：もったいない学会 大久保氏、松島氏、五十嵐氏

海洋プラスチックごみの現状や原因を教えていただき、将来的には魚の総量を海洋プラスチックごみが上回る予測があることなどを学びました。また生態系の最大能力原理をナマケモノに例え詳しくお話しいただきました。

物を修理しながら使い続ける生活習慣に戻るべきとの意見に皆様大賛成でした。



<評価・課題>

子どもから大人までを対象に、環境について学ぶ機会や発表する機会を提供することができました。

引き続き環境寺子屋について、主体的に環境保全活動に取り組む意識の醸成を図っていきます。

第1章の関連する施策：地球温暖化に対する理解促進(P27)、市民・事業者への環境学習の促進(P32)

5-3 市民環境活動促進

〈ねらい〉 情報提供や活動内容、成果披露の場の提供、実施体制の強化など、市民・事業者が行う環境保全活動に対して支援を行うことで、各主体が環境保全活動を行う環境を整備し、その取組促進を図ります。

〈実施事業〉 笠間市環境サポーター制度の推進

取 組 指 標	現状(R3)	長期(R7)	令和5年度
サポーター登録数	49人	600人	210人

実施内容

SNSを活用した環境サポーター制度を推進するために、市の環境情報を積極的に発信し、賛同する市民に、環境サポーターとして登録（フォロー）をしてもらい、イベントや市民団体等の活動に参加しやすい環境をつくることで、市の環境保全活動の活性化を図ります。

さらに、環境サポーターの活動を共有（シェア）することで市民の環境意識の向上を促します。

- 令和3年8月24日に環境推進部SNSを開設し、市のさまざまな環境情報を発信するとともに、市の広報担当と記事内容を共有しながら、広報活動に努めました。また、環境サポーターの登録を促進するために、環境教育学習やイベント等において参加者へチラシを配付しました。

記事投稿件数：110件

市広報等との共有件数：14件

〈評価・課題〉

SNSも有効な広報手段として、市に関わる環境情報だけでなく、市民のためになるような情報も発信しました。引き続き幅広い情報をスピーディーに発信できるよう活用を促進を図ります。

第1章の関連する施策：地域コミュニティ活動の促進(P34)、市民・事業者の環境保全活動への支援(P34)

令和 5 年度
笠間市環境基本計画年次報告
令和 7 年 3 月発行

■発行	笠間市
■編集	笠間市環境推進部環境政策課
	〒309-1792
	茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号
	電話 0296-77-1101
	FAX 0296-77-1146



笠 間 市